

く収束をして、そして安全宣言ができる、福島県民はもとより日本国民の皆さんに早く安心して明日への希望を、明日への生活設計ができるような状況をつくり上げなければいけない、微力ながら日々そういう思いを持ちながら全力で私なりに頑張つております。そういう状況の中で、全国各地から本当に多くの支援をいただき、励ましをいただき、様々な力を得てること、本当に感謝の気持ちでいっぱいあります。

そういう状況の中で、あの大地震、大津波、そして原発の事故が起きたとき海江田大臣はどこにおられて、そしてそのとき何を思われたか、そして今一ヶ月を経過した現在の大蔵のお気持ちをお伺いしたいと思います。

○國務大臣(海江田万里君) 増子委員にお答えをいたします。

まず、あの三月十一日、大きな地震の起きたときでございますが、この参議院の決算委員会に出席をしておりました。これは菅総理以下全閣僚が入つての決算委員会でございましたが、大変大きくな地震でございまして、御案内のように、参議院の第一委員会室でございますが、三つの大きなシャンデリアがございますが、それが非常に大きく揺れまして、そしてそれが本当に落ちてきやしないだろうかという心配がございました。そして、そのとき私が思いましたのは、やっぱりこの地震の震源地はどこだろうということを思いました。東京でこれだけ大きな地震でございますから、東京の近傍なのかなということを思つたりもいたしました。

それから、私は経済産業大臣として、これはかねてからやはり経済産業大臣で地震が起きたときは原子力発電所の問題にまず一番に思いをはせなければいけないということで、私は就任をしましたから、これは経産省の政務でない事務方の幹部

から、そういう大筋文脈の「ニニアリ」がござりますからそれをお聞きをして、そして同時に防災服と防災靴。これも二つそろえてもらいまして、自宅にもそれを一着、一そろい置いておりまして、やっぱりいざというときすぐにこれは地震の対応をしなければいけないと思っておりました。

委員会室がそういう状況でこの決算委員会が直ちに中断になりました。そしてすぐに経産省に取つて帰りました。そして、原子力は大丈夫かということを聞きました。そうしましたら、その時点ではこれは停止をしたという報告を受けました。そうか、ひとまず停止をしたんだなということで、それと同時に大規模の停電の情報が入つてまいりました。これは東京電力、それから東北電力の管内です。まず、じゃ、この停電の問題に対処しなければいけないという思いが最初はございました。しかし、夕刻から、それと同時にすぐにこれは官邸に集まりまして、そこでこの原子力の方も危ないということで、そこからはもうそのまま官邸に詰めまして原子力の対応に専心をしたところでございます。

そして、一ヶ月たったところでございますが、一つはやっぱりまだこの原子炉が安定をしていないということに対しても本当に私は大きな責任を感じております。一刻も早く原子炉を安定させなければいけない。それから、大変多くの方々がその災害を現に受けているわけですから、こうした方々に対してやっぱり一刻も早く安心を持つていただかなければいけないという思いを強くいたしました。

ちょっと長くなりましたが。済みません。

○増子輝彦君 大臣が今回の地震発生のとき何を思ったかということをお聞きしました。私も、今地震が起きますと原発は大丈夫かなと一番最初に実は思うんです。当然、経産大臣として、地震が起きれば所管の監督大臣として原発はどうかなと思うことは当然のことだと思います。そういうことを少し思われたということで安心をいたしました。と同時に、今日はたくさん質問をさせて

今、一か月が過ぎて、被災者の皆さんに一日も早く安心を持つてもらうというような話でございました。先週土曜日、福島に行かれました。初めて原発の被災地のこの福島県に行かれた。知事さんにお会いになつた。あるいは免震のあの東京電力第一原発の会館にも入られた。そのとき、なぜ私は、被災者の方々にお会いにならなかつたのかなど。やはり知事さんにお会いになることも大事です。現場の今一生懸命頑張つていてる方に激励をしてその状況を把握することも大事だと思います。しかし、今一番苦しんでるのは、やっぱりあの地域から急遽避難をして、三度も四度も避難をさせられて、明日への人生設計も生活設計も立たないかもしれないという、今苦しんでいる。今避難所の実は環境も極めて悪い状況にあります。一部では感染症も発生していると。みんなその地域から散り散りばらばらになつて着のみ着のままで避難をしているという状況。私は是非避難民の皆さんに少しの時間でも会つてはしかつたといふうに思つてゐるわけですが、なぜそのとき会えなかつたのでしようか。会うお気持ちがあつたのか、しかし時間的な関係で会えなかつたのか。私は、これから質問の中でも、あるいはこの原発の様々な課題を解決するためにもそこのところがすごく大事だと思うんです。制度的な問題ももちろん大事でしょう。しかし、やっぱりその今避難をされている、四十年間国の政策としてエネルギー政策の中で原子力発電所を受け止めきて、日本のエネルギーの七%を供給して、東京都のこの方面に三分の一の電力を供給してきたそれぞの地域の避難民の皆さんに少しでも私は会つてその状況を把握することがこれから様々な安全、安心を確保するためにも大事ではなかつたのかと思いますが、なぜ避難民の皆さんに会わなかつたのか、簡略にお答えください。

御承知のように、あの日は、土曜日は雨と風が出ておりまして、当初ヘリコプターで行くつもりが急遽陸路になりまして、御案内だらうと思いましたのですから、そこへ行きますと、Jヴィレッジに行くということもありますと、時間が大変取られまして、ただ、今御指摘のお話がござります。それから、増子議員が本当に仲介の労を取つていただいて、村議会議員の方、町議会議員の方、あるいは町長さん、村長さん、何度もお目にかかりましたが、ただ、やっぱりそういう肩書きのない方々とお目にかかることも大変大切でござりますので、できるだけ速やかに実際に被災地、これ東京の近傍にもたくさんございますので、お訪ねをしたいと思っております。

○増子輝彦君 大臣、やっぱり私はその今の答弁の中にも心が少し欠けているんじゃないかなと。知事さんにお会いすることも大事ですよ。防災センターに行くのも大事ですよ。もちろん私も大臣のお忙しい時間をちょうどいいして、様々な方にお会いをしていただいて、その状況をお聞きいただいております。しかし、現地に行って、その現場でそういう方々に会わなければ本当の私は状況が分からんайнではないだろうかと。

それでは、お聞きいたします。避難民の皆さんや福島県民の皆さんが今一番何を求めているか。どういうふうにお考えになりますか。

○国務大臣(海江田万里君) 私はやはり、本当にこの原子炉を安定させることができたと思つております。それは当たり前のことなんです。

しかし、当然でしょ、収束させるのは。それをやらなかつたら大変なことになるじゃないですか。それも大事だけれども、それと同じぐらい大

事なのは、自分の家を失い、自分の町を失い、これからどういう生活をしていくことができるのか、そういう今状況に置かれている方々のその心を癒やして、生活設計を作るということに明確に政府が方針を出していかなければいけないんだと思うんですよ。

今朝も報道がありました。今回のこの原子力発電所の事故の評価はレベル七になつたということと、レベル七ですよ、大臣。レベル七というのには、あの電源立地地域だけの問題ではないんです、大臣。

ですから、そういう意味で、収束をさせることが、安全宣言が一日も早くできること、当然のこととありますよ、それは。しかし、大臣の仕事は、それに傾注すると同時に、経産省の大臣として、やはり責任あるそういう被災地の皆さん原子力行政の今後の在り方についても、同じように私は、活動して考え、様々なことを総合的にやつていただきながら、やつていただかなければならぬんです。今、被災地の皆さんに会うと、こう言われるんです。十分でもいい、一時間でもいい、家に戻りたい、着のみ着のまままで出てしまつた、位牌も持つてこれなかつた、大事なものも持つてこれなかつた、それが一つある。そして、いつ自分の町に帰れるんだろうと。本当に住めるんだろうか。我々は自分の町に本当にこれからずっと同じような今までの生活ができるんだろうか。大熊や富岡や双葉や、この地域はアメリカよりも遠くなつてしまつた、何とかしてほしい。ですから、こういう皆さんの悲痛な思いにこたえるために、今政府が何をやらなければならないか。当然、収束をさせて安全にすることは第一番であります。しかし、それと同じぐらいに、実は一ヶ月過ぎて、その避難民の皆さんやあるいは風評被害に苦しんでいる方々の思いにはせるとき、同時に進行でやつていかなければならないんですね。そのところを、大臣、私はしっかりと認識をしていただきたい。今日もまた午後、大臣のところにお邪魔をして地域の方々がお会いをさせ

ていただくことになつております。是非、その悲痛な声をお聞きをいただきたい。

今回のこの評価レベル、七です、大変な状況であります。こここのところを、やっぱり現場に行かなければいけない。私は、大臣始め経産省の全ての人間が、やっぱり交代交代でも現場に行つて、その被災地の皆さん気持を受け止めて、これから何をやらなければいけないかということをしつかりとやつてほしい。永田町や霞が関にいるだけでは分からぬところがいっぱいあるんです。電話での連絡、情報を交換するだけでは分からぬ大変なことがいっぱい出てきているんです。そのところを大臣に、私は理解をしていた

だきながら、是非このところの対策を速やかに同時進行でやつていただきたいと思っています。そういう意味で、これも端的にお聞きしますのでは、是非端的にお答えいただきたい。初動態勢に問題はなかつたのかどうか。これは、政府も東電も保安院も、このことについて大臣の率直なお考えをお聞きしたいと思います。

○國務大臣(海江田万里君) 幾つかこうすればよかつたと思うところはあります。が、今、本当に正直申し上げまして、私もメモを取りしております。ただ、そのメモもまたまだ十全なものでもあります。残りの四十四基、このことに対し経産省として、あるいは保安院としてその安全対策を具体的に指示をしたのかどうか、それはいつなのか、どういう指示をしたのか、教えてください。

○國務大臣(海江田万里君) たしか三月三十日だと思つております。やはり今回の事故の中で大きな問題点というのは、これはやはり電源が喪失をされたといふことでござります。これは外部電源ですね。そして、外部電源が地震によつて喪失をされた次にやはり今度はまずディーゼルなどの緊急の発電機が作動しなければいけないと。ところがこれも津波で水をかぶつて作動をしなかつた。そして、それから今度は電源車などによる電源のバックアップということでございますが、これも欠けていたといふことでござりますから、やっぱりしつかりとした検証を行つと同時に、第三者機関と申しますか、これは内閣官房の方でもつくらるというような話を聞いておりますが、やっぱりしつかりとした検証にも堪えなければいけないと思っております。

今、増子委員から一言で初動に何か誤りがあつたのかということでおざいます。これに対しても、私は、今は本当にどういうところに誤りがあつたというところを言える状況ではないと、言える段階ではないというふうに思つております、これ

てどうのこうの言うつもりはありません。しかし、一ヵ月たちました。今までのやはり初動態勢から始めてこの一ヵ月間の様々な経産省を中心として東電、保安院、あるいはソフト的な面での官邸等々を含めて反省すべき反省をして、修正をして、これから一日も早く収束をしていくところにつなげていかなければならぬんだと思つています。是非そこは検証してください。そして、何が足りなかつたのか、何をやらなければいけないのか、そのところを速やかに私は行動に生かしていただきたいと思っています。

大臣、そういう意味でお聞きいたしますが、現在、福島第一原発、そして第二原発はまあ今のところは何もない状況であります。私がもう一つ心配しているのは、この原子力発電所、日本には五十四基ある。第一、第二、福島は十基あります。残りの四十四基、このことに対して経産省として、あるいは保安院としてその安全対策を具体的に指示をしたのかどうか、それはいつなのか、どういう指示をしたのか、教えてください。

○國務大臣(海江田万里君) たしか三月三十日だと思つております。やはり今回の事故の中で大きな問題点というのは、これはやはり電源が喪失をされたといふことでござります。これは外部電源ですね。そして、外部電源が地震によつて喪失をされた次にやはり今度はまずディーゼルなどの緊急の発電機が作動しなければいけないと。ところがこれも津波で水をかぶつて作動をしなかつた。そして、それから今度は電源車などによる電源のバックアップということでございますが、これも欠けていたといふことでござりますから、やっぱりしつかりとした検証にも堪えなければいけない。それから外部の電源車の問題と、こういうものを物理的に整備をしなさいということ。

それから、実は今度のこれも教訓の一つでござりますけれども、実際にそうした装備がありましてもこれをちゃんと接続をして動かしてみると、こういうような実地の訓練もやはり不十分であつて

てはいけないわけでありますから、そういう実地の訓練をしてくださいということをこの三月の三日目の改善点で申し伝えをいたしました。

あと、もちろんしつかりしたその手順書なども作つてくださいとかそういうことも発出をしましたが、基本的に電源、それからそれの整備、それが手順と、こういうことでござります。

○國務大臣(海江田万里君) 大臣、今三月三十日とおつしやいましたよね。福島原発の事故が起きたのはいつですか。三十日までの間にどのくらいの時間が経過しているんですか。

○國務大臣(海江田万里君) 三十日で間違いないです。確認しているだけなんです。

それで、大臣、想定外のことが起きてしまつたところで、大臣に苦慮しているんでしようがなかつたと思っているんでしょう。ということは、四十四基のほかの原発もひよつとしたら想定外のことが起きる可能性がないとは言えませんよね。福島原発の事故が起きてから十一日から三十日までの間、何も指示しなかつたんですか。私は、これは全く許すことのできない事実だと思うんですけど、万が一ほかの原発に同じようなことが起きないとは限らないじゃないですか。そのところの甘さ、これは監督官庁として私は大いに問題があると思うんです。

だから、先ほど申し上げたとおり、初動態勢から始まって様々な問題が出てくるならば、その反省に立つて今後何をしなければならないかということはスピード感を持ってやらなければいけない。しょっちゅう、これ今地震起っていますよね。つい先週も東北に震度六強だったですか弱でしたか起きて、女川の発電所の電気系統が一時断絶したという話もあるじゃないですか。何が起きるか分からぬ。

この三月三十日に、そんな時期に安全の確認の指示を出したということは、私は、これはやっぱ

り大臣おかしいですよ。寺坂院長、これはあなたも一生懸命寝食を忘れて頑張っているし、私も励ましてはいるけれども、この問題はやっぱり大臣、深刻に反省してもらわなきやいけません。どう思われますか。

○國務大臣(海江田万里君) 最初に一つだけこれは是非御理解をいただきたいのは、まさに増子委員も最初にお話をされました。本来でしたら一ヶ月という時間がたてばいろんな形で癒やされるところが、この原子力の第一発電所の問題は現在も進行中なんです、これは。

一つの目安、これはいろんな目安があります、これは。しかし、まずやつぱり安定的に炉に対するそれこそ本当に冷却の機能が働いているということころになれば、そこからはいろんな形で余裕も出てまいりますけれども、今まさにいろんな形でやつぱりまだこれはそういう安定的なものができないない。それは是非御理解をいただきたいと思います、これは。

○増子輝彦君 大臣、私の申し上げていることを理解されていないと思うんです。今、福島原発は進行中で、皆さんに総力を挙げて頑張っていることは認めているんです。当然のことなんです。

私が言っているのは、ほかの四十四基の原子力発電所に対しての安全確認や指示がなぜ三月十一日のあの事故以来二週間以上もたって行われるんですかということを言っているんですよ。ほかのことについては幾らでも、安全確認の指示やいろいろなことができるじゃないですか。なぜそれほどのタイムラグがあつたんですか。福島原発は進行中、当たり前じゃないですか。今だつてどんどんどんどんレベルが上がつてしまっている。進行中だからあれもこれも想定外のことが出でてくる。だから、なおのこと、四十四基、今ほかにあら、動いているこの原発に対する安全をきちっと確保しなかつたら、具体的な指示をしなかつたら、万が一のことが起きたらどうするんですか。福島原発で進行中、万が一ほかで起きたらまたそちらに掛かりつきりでしよう。こんな状況を私は

実はおかしいと。党の経済産業部門会議でも私はこのことについて申し上げたけど、久しぶりに怒りを出してこのことについては私はきつちりと言いました。

大臣の今のような認識では、原発に対しても考え方は、根本的に日本ではもう原発行政はできませんよ。もう一度お答えください。

○國務大臣(海江田万里君) 実は、今例えば福島第一以外では……

○増子輝彦君 端的に答えてください、言い訳はいいですから。

○國務大臣(海江田万里君) まず、答えが上がつてきましたのは三月の三十日ですが、それよりおよそ一週間前にですか、これはちょうど玄海の原発などのそれまで安全点検をやつていたものを再起動させなければいけないというお話をございまして、そこでまず第一にやるべきことは、これはもちろんその玄海の原発だけじゃありませんけれども、そういうものを含めてという指示はその前に、およそ一週間から十日ぐらい前ですかね、出しました。そして、その答えが返つてきましたのが三月三十日です。

○増子輝彦君 大臣、それは駄目ですよ。今の話は答弁になつていません。

○増子輝彦君 大臣、それは駄目ですよ。今の話は答弁になつていません。

○増子輝彦君 いやいや、指示をした日にちだけで結構です。

○政府参考人(寺坂信昭君) 分かりました。

○増子輝彦君 時間もありませんので、いっぱい聞きたいですから。

○政府参考人(寺坂信昭君) まず、福島第一……

○増子輝彦君 正式に出したという点におきましては、文書におきまして三月三十日でございます。

○増子輝彦君 正式には三月三十一日——三十日

○政府参考人(寺坂信昭君) 三十日でございます。

大臣、これが正式な安全確認の保安院からの指示なんです。この差はどうするんですか、それ。

結果的に何もなかつたから良かったです。しかし、現在進行形で福島原発は、ますます厳しい状況に置かれているかどうか分からぬけれども、進行中。

ここに原子力行政の私たちも反省しなければいけない、県民の皆さんや国民の皆さんに申し訳ない、その思いを強く持つているんです。安全、安心、信頼を確保することがこの原発の行政の最大のよりどころだつたんです。これがこれだけの事故が起きて、なつかつ三月十一日から三月三十日までの間にその安全、安心、信頼を四十四基に対して確認をする作業を怠つていたということは、これはゆゆしき問題ですね。これはまた改めてしつかりやりたいと思いますが、それこそ深く反省をしていてただかなればいけない、そのことを申し上げておきたいと思います。

次に、大臣、もう一つ、福島県民の皆さん、あるいは被災地の皆さん、あるいは国民の皆さんが今本当に一番知りたいことは、福島原発の状況はどういう状況なのか、正しい、正確な情報が欲しいんです。このところが発信されていない。このところ、正しい情報が出されているんでしょ

うか。あるいは、どうしてもこの部分は出せない、だからこれは、隠しておくとは言いません、公表できないんだというところがあるのか。そこ

のところはこれからすごく大事なんですよ、大臣。もし正しい情報が開示されているならば、今

の原発の状況がどういうことが分かれば、皆さんは覚悟を決めるんです、覚悟を。それが分からぬから、ある意味では蛇の生殺しなんですよ。た

だほつておられる。避難しろ。

今回もまた警戒区域あるいは計画避難や様々なことが発せられている。そして、地元の意向をよく聞かない。官邸から発表されて初めて知る。

今回の計画避難、あるいはもう一つの緊急時避難準備区域、これについては少し今までとは違つて事前にいろんな話を聞いたということは聞いています。川俣町だけは、おととい突然行つて、計画避難をしてくださいと言われて、町長は驚きと失望と怒りに実は今あるんです。今この委員会が始まる直前にも川俣の町長さんから私に電話がありました。多分そのことでしよう。

こういう情報開示ということをしつかりとやつていただかなければ、本当の国民の信頼、避難民の皆さんの信頼は勝ち得ることができない。それができなければ、これから避難民の皆さんやその地域における様々な再生のための、あるいは生活のためのことの話し合いができるんですね。

今日、朝、松下副大臣からも電話がありました。助けてくれと、大変だと。松下さん、頑張れよと私は励ましておきました。

是非この正しい情報開示、なされているのか、あるいは、全部は言えないけれども正しい情報を開示するという気持ちを持つていてかどうか、この後大事な質問がありますので、端的にお答えください。

○國務大臣(海江田万里君) 正しい情報をできるだけ早くということは常に心掛けていることあります、何か隠しているということはございません、これは。はつきり申し上げまして。

○増子輝彦君 これから大事なことは、今の原発がどういう状況にあって、これから国として何をやらなければならないか、ここが大事だと思うんです。

昨日、官房長官からも発表されました、計画避難あるいは緊急時避難準備とか様々なことがあります。もちろん一時のお見舞い支給のこともありますけれども、実は原発の事故に対する様々なケニア

というのは天文学的なものに私はなるんだろうと思つてゐるんです。自分の家に帰れなくなる、自分たちの町がなくなる、その人たちはどこに住むんでしょうね。どういう生活設計を作ればいいんでしょう。そして、農産物作れない、そのエリアに

あるもし工場や企業がそこで営業や操業ができる最悪のケースを考えたときに、そのときどうするんでしょう。

ジエー・シー・オーの場合は原賠法でやるといふことでいろいろやりましたけれども、それですら指針ができて半年掛かつたんですね。損害賠償の話をするスタートに結果的に十年、僅か三百五十五メートル以内のことでもこれだけ掛かつた。今回のような問題を考えたら、私は天文学的な実は數と中身となつていくと思うんです。そのときに原賠法だけでは到底これはやり切れないんです。それはもう大臣、よく御存じだと思います。

ら、もう極端な話、全國に、もう本当、全世界に行きますよ。だから、こここのところは、今政治が大事なのは、大胆にスピードーに物事を決めていくことなんですよ。こここのところを是非認識をしていただかなければいけない。

まさに今、民主党政権が問われているんです。民主党政権だけではなくて、超党派の中で国挙げて、全ての政治が結集してやつていかなければいけない国難なんです。その認識を是非お持ちになつていたいただきたい。

それから、電源の立地交付金のお話でございま
すが、これも以前に先生からも承りましたが、ま
ず、本来でしたら六月からの受付ということでござ
ります。これ、前倒しをして、もう四月から既
にその受付をして、そしてそれをまさに今必要とな

ら指針ができて半年掛かつたんですね。損害賠償額の話ををするスタートに結果的に十年、僅か三百五十一メートル以内のことでもこれだけ掛かつた。今回のような問題を考えたら、私は天文学的な実は数と中身となつていくと思うんです。そのときには原賠法だけでは到底これはやり切れないんです。それはもう大臣、よく御存じだと思います。ですから、この原賠法だけでは、できなければ政府はもちろん手を出すんでしようけれども、それは一義的には東電の責任だといって、東電がやる、東電がやると言っている間に時間は経過する。その間の生活設計や、それこそつなぎのお金を様々な人たちが必要である。ですから、私は

○國務大臣(海江田万里君)　必要があれば、それ
はしつかりと作らなければいけないというふうに
思つております。

○増子輝彦君　大臣、官僚的な答弁は要らないん
です。だから、私は最初に申し上げました、政治

そして、もう一つ気になること、ある経産省幹部が西日本へ旅行しろという発言をしたということが記事になつていて。とんでもない話です。そういうときこそ、東日本の東北にみんなで応援をするために西へ行けという発言をしたということが、ページにも書いてあり、それが修正された発言をしたという記事が書いてある。これも問題です。これは、今日は答弁を求めません。

さらに、もう一つお聞きします。電源立地交付金の問題がいろいろなところから出ております。これについては、柔軟にやっぱりこの被災地のこところに立をはめないで使わせていただきたいとい

ところにしつかりとお使いいたぐということに
しようと思つております。

○増子輝彦君 時間をオーバーして申し訳あります
せんでした。

大臣、是非、大臣が總理を除けば最大、最高高貴な
任者なんです、この問題については。是非、政治家
として、人間として、まさに人間の私は心の復
興だと思うんです、再生だと思うんです。是非、
そのことを心のどこかにおとどめ願いながら、今
力でこの原発問題の収束と、そしてこれから
様々な支援についてよろしくお願ひを申し上げ
て、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

これはもう原賠法でやることは当然だけれども、最終的には政府が責任を持つという中で、その仮払いや一時つなぎ資金や様々な生活設計を必要とするときに、特別立法というものがどうしても必要になってくる。それも早く作らないと、もう一ヶ月、皆さん精神的にもどうしようもない状況に追い込まれているんです。特別立法が絶対必要です。大臣の所見をお伺いします。

○國務大臣(海江田万里君) 特別立法にもやつぱり幾つかの特別立法が必要になるうかと思います。

家の言葉で答えてくださいと。必要なんですよ、もうとっくに。ジエー・シー・オーのあの事故を見たって、あの規模で十年掛かつたんですよ、大臣。今度の、だからこの原発の事故というのは、大臣の認識がどの程度かということも最初にお聞きしたんです。これは天文学的なものになりますよ。是非、ここを誤らないように、作るという決意の中での政治主導でやってください。

そして、これから計画避難も進めていくということのようですが、一ヵ月でやれということ、みんなやりませんよ、できませんよ、町や村は。政

うことを御要望申し上げておきたい。
それから、この後いろんな方から質問が出ると思いますので、これも端的にお願ひしておきますが、福島県や宮城県あるいは岩手県、様々な被災地におけるこれから雇用の問題や中小企業の問題やいろんな問題、経済的な問題が出てまいります。これらを支援するため、保証協会の基盤強化というものをしていくなければなりません。この電源立地交付金の使い方と信用保証協会に対する基盤強化についてお答えを願つて、私の質問を終わりたいと思います。

○若林健太君　自由民主党の若林でございます。
まず、質問に入るに当たりまして、今回の東日本大震災、被災された皆さんに対してお見舞いを申し上げるとともに、亡くなつた方に御冥福をこれからお祈り申し上げたいというふうに思います。
また、大臣も連日、原子力災害対策副本部長として陣頭指揮に立つておられまして、本当に御心労いかばかりかと推察するところでございます。
私どもは今野党でござりますけれども、国難のとき与党、野党とは言つていられない、そういう思いで私も知恵あるいは先輩方の経験をつかつて

それから、まず原賠法の問題がありますが、原賠法で足らざるところは何なのかということも含めて、その足らざるところが立法的な措置が必要であれば、これは立法的な措置もとらなければならないといふふうに思つております。

府の全ての責任でやつていた。だからなければ、これ
はできないんです。よくここは精査してくださいさ
い。官房副長官や補佐官が行つて、突然、計画避難
難をやれと言つたつて、町や村はそんなこと自分
たちの責任でできるはずがないんです。政府の全
ての責任でやるということを、これも是非頭のど
真ん中に入れて、様々な機会で官邸にも言つてい
ただいて、これからこの原発災害支援担当大臣に
なるんですから、それを是非お願ひをしたいと思
います。

○國務大臣(海江田万里呂君) 本当にいろいろあります。
がとうございました。
まず、信用保証協会のお話でございますが、確かにこの信用保証協会の経営基盤の強化というものが必要でございますから、これは全国の信用保証協会連合会がございますから、まず差し当たつては、三十億円福島、それから岩手二十億円、宮城二十五億円の要望、これは無利子の貸付けでございますが、これをしっかりと実現するように努めていきたいと思います。

りと発揮していくことが必要だと、こういうことで取り組んでいることを申し上げさせていただいて質問に入らさせていただきたいと思います。

先ほど増子議員からのお話もございました。今回の福島第一原発の事故はついにレベル七ということで、まさに史上最大級の大災害になつたわけですが、幾重にも防護され、安全と言わわれた原発がこういった大事故になつた原因、様々な複合的な原因があると思いますけれど、端的にそ

されは何なのか。そしてまた放射性物質の拡散これが以上の被害を食い止めるために今何をしなければいけないのか、そのことについて大臣の御所見をお伺いしたいと思います。

○國務大臣(海江田万里君) お答えを申し上げます。

やはり今回の原子炉の事故の原因と申しますか、やはり最初に大きな地震により当然これは外部の電源が切斷をされる、停電ということです。やつぱりそこから非常用のディーゼル、あるいは先ほどお話をしました電源車、こういう新たな電源がしっかりとできるだけ早く機能をして、そして原子炉あるいは使用済み燃料の入りましたプール、これを冷却しなければいけなかつた。ところが、それが冷却できなかつたというところに今回このこの事故の原因があらうかと思います。

そして、その上で、放射能の飛散をどうやつてこれは防止をするかということで、一つは、これは炉を冷やすために水を掛けっていて、本来でしたら水が自動的に循環をしていくわけですが、そのためには、その機能が失われておりますので、どうしてもその水が漏れてしまうということで、その漏れる水、大変高濃度でございます。せんだって大きくなれば報道もありましたけれども、その高濃度の水が海水に流れている、やつぱりこれは止めなければなりません。そのために今、これはやつぱり建物の中にまず入れなければいけませんので、そういう建物を今防水工事をやって、そこにまず移替えをするということです、そこからそういう高濃度のたまたまつた水をどうやってこれは移替えをすらかということが一つ。

それからもう一つは、やはりこれから、今一番、大気中に出していく放射性物質です。これは一番困るのは、やはりまた水素爆発を起こすようなことがあります。いけませんので、この水素爆発を防ぐために空素を封入をしているということです。

○若林健太君 今原因として非常用電源の問題が指摘されました。一義的には確かに今回の福島第一

一について非常用電源 こういう問題もあると思
います。この点については後ほどお問い合わせいた
いますが、もうちょっと根本的なところでいく
と、本当に安全 安心をと言つてはいた原発神話、
それを守るために緊張感を持つて今まで取り組ん
できたのかと、こういう点も実は御指摘しなけれ

があり、後日報告をすると、こういうことになつて
いたんだけれども、事実関係としてそれはどう
結果として対処したのか、これについて教えてい
ただきたいと思いますが。

○政府参考人(寺坂信昭君) 今の件についてお答
え申し上げます。

この事態についてどういうふうにお考えになるか、反省をされるのかしないのかと、こうお聞きしたいと思いますが。

はならないんじやないかというふうに思います。
実は、今の福島第一原発は、津波に対する対策として御案内のように五・七メートルと最大想定をして組んでおりました。実際には十四メートル以上の中波が押し寄せて想定外の事態だったと、こういうふうに言われているわけですが、しかし総合資源エネルギー調査会の原子力安全・保安部会耐震・構造設計小委員会、これは平成二十一年の六月二十四日、この部会での議事録を見ますと、現在のこの五・七メートルという想定、これは塙屋崎沖地震というものを、過去の、それを前提としているんだけれども、実はもっと大きい災害があったと、貞観地震というのが過去あつて、それをむしろ想定をした体制にするべきなんじゃないのかと、こういう御指摘が実はこの部会の中ありました。繩纏主査、当時の主査がこれについて検討するようにということで締めくくつて、いるんですが、結果、それについて具体的な対応あるいは報告というのがなされていないようであつたまえ、その原因、その理由は何か、

平成十八年に新しい耐震指針が原子力安全委員会の方でまとめられまして、新しい耐震指針に基づく審査、バックチエックと呼んでおりますけれども、それを発電所におきまして作業を進めているところでございます。それで、今は大半のものはまだ中間的な評価しか終わっていないところでございますけれども、中間評価におきましては、主として、新しい活断層がないのかどうか、時期を遡ることも含めまして、知見の進展、技術の進展に伴つて今まで活断層と思われていなかつたものにつきましても活断層ではないかといったような、そういうことを中心に審査を行つてきました。これが中間評価でございます。

今御指摘の部会での、専門委員会での指摘というものはその後の津波の問題でございまして、津波に関しましては、この活断層の審査の後に最終報告の過程で津波について更にしつかりとした審査をするという、そういう手順で進めてきておつたのが実情でございます。

よく考えていかなければならぬ、反省も含めてござります。

ただ、実情を申し上げますと、先ほど申し上げた活断層についての再チエック、これにつきまして、全国五十四基ある、それからサイトの数でも二十前後ある、そういうところで地質調査から始めまして、活断層の調査、それに伴います、新しい地震動に伴います機器とか設備のチェック、どこまですればいいのかというようなことで相当時間を取られておつたということはまた実情でございまして、そういった意味で、結果において津波のところまでまだ届かなかつたということについてはよく考え方でなければならない、検証しなければならないと思つております。

○若林健太君 質問について端的に答えていた。されば結構です。要は、一年六ヶ月前に指摘されていた事項、これについて対処できなかつたと、これはもう反省すべきだと、私はそういうふうに思つております。

○国務大臣（海江田万里里） 私どもが五・七メートルということを決めましたのは平成十四年の土木学会の、当時、原子力発電所の津波の評価技術というものが取りまとめられまして、これを参考にどうやるか、これを一つの見知りということで、これに基づいて実は計画を立てているわけでござります。ですから、先ほど御指摘のありましたレポート、報告に基づいていいことでござります。

○若林健太君 これは原子力安全・保安部会、総合エネルギー調査会での議事録なんですね。ここでより高い想定をするべきではないかという指摘

平成十八年に新しい耐震指針が原子力安全委員会の方でまとめられまして、新しい耐震指針に基づく審査、バックチエックと呼んでおりますけれども、それを全発電所におきまして作業を進めているところでございます。それで、今は大半のものはまだ中間的な評価しか終わっていないところでございますけれども、中間評価におきましては、主として、新しい活断層がないのかどうか、時期を遡ることも含めまして、知見の進展、技術の進展に伴つて今まで活断層と思われていなかつたものにつきましても活断層ではないかといったような、そういうことを中心に審査を行つてきました。これが中間評価でございます。

今御指摘の部会での、専門委員会での指摘というのはその後の津波の問題でございまして、津波に関しましては、この活断層の審査の後に最終報告の過程で津波について更にしっかりとした審査をするという、そういう手順で進めてきておつたのが実情でございます。

そういう意味におきましては、津波の審査が必要であるということの指摘あるいは私どもの問題意識というものは持つておりますし、これからは作業ということであったわけでございますが、結果的に今回の津波に対する対応の検討には間に合わなかつたということについては、大変考えをしつかり持たなければいけないというふうに思つているところでございます。

○若林健太君 津波に対するこうした指摘があつたけれども、結果としてまだそれに対する対処をしておりませんでしたと、こういうお話をございます。一年十ヶ月たつているんですね。平成二十一年の六月でございます。一年十ヶ月たつてなお対処しなかつたところ、今回の災害を受けたと。

ただ、実情を申し上げますと、先ほど申し上げた活断層についての再チェック、これにつきまして、全国五十四基ある、それからサイトの数でも二十前後ある、そういつたところで地質調査から始めまして、活断層の調査、それに伴います、新しい地震動に伴います機器とか設備のチェック、どこまですればいいのかというようなことで相当時間を取られておつたということはまた実情でございまして、そういう意味で、結果において津波のところまでまだ届かなかつたということについてはよく考え方なればならない、検証しなければならないと思っております。

○若林健太君 質問について端的に答えていただければ結構です。要は、一年六ヶ月前に指摘されていた事項、これについて対処できなかつたと、これはもう反省すべきだと、私はそういうふうに思います。そのことを反省すると最初にそうおしゃつていただいたので、その点はよかつたんですけど、それが、ほかのことをやつていたからできなかつたというのは、これ理由にならないですね。全くもつて理由にならないと、被災者の皆さんに対する思いをもう一度新たにしていただきたいと、こんなふうに思います。

それで、先ほど大臣から、今回の直接的な原因として非常用電源の問題について御指摘がありました。非常用ディーゼル発電機というのが津波が来たときに冠水して停止に至ったことが今回大きな原因になつているのですよね。第一原発の場合には、通常用発電機がタービン建屋の中についたのに対し、第二原発は強固な原子炉建屋の中に設置さ

れていて、結果として第二原発の方では大きな被害にならなかつたと、こうのことあります。

これは、やつぱりだんだんと地震大国日本に合わせた形で設計なりが変化、進化していくつて、そしてより耐震に強いシステムになつたと、こういうことだと思つんですね。六〇年代にGEの技術を導入して建設された福島第一原発、地震、津波が多い日本の国情がこうあって、技術がどんどんどんどん進化したにもかかわらず、当初のそこへ戻つて、進化した技術をどうして導入できなかつたのか、改善をすることにならなかつたのか、そのことについてお聞きしたいと思います。

○國務大臣(海江田万里君)

この点、本当に委員の御指摘のとおりで、第一発電所と第二発電所で緊急用のディーゼル発電機の設置の様相が違ったということありますので、今回の経験も生かして、やっぱり特に、地震だけなら何とかなるかもしれませんけれども、津波の場合ということになりますと、やはりその意味ではしっかりと防水ですね、そういうところに置いておかなければいけないというふうに思つておりますので、これは直ちに改良を、まず津波に対する被害を想定をしてきちつと防水性の保たれるところに置いておくようにということで改良したいと思っております。

○若林健太君

先ほど増子議員の質問の中にもありました、今回の、今現在進行形のこの福島の問題、大変重要であります。同時に、他の施設についても、やっぱり当初の設計された段階から更に進化しているということを前提としてそれぞれ安全の確認を再度する必要があると、このように思います。

先ほど質問もありましたが、初動態勢について様々な指摘がされています。ベントの遅れが今回的事態を深刻化させたんではないかと、こういうことが言われておりますし、これには実は菅総理の視察の問題、その後にベントが実行された。

結局、総理の視察時点でやれないということが事態を遅らせたんではないかと、こういう指摘がありますけれども、この点について御所見お伺いしたいと思います。

○國務大臣(海江田万里君)

お答えいたします。あの日の深夜から朝にかけて、ずっと私は菅総理と一緒にでしたけれども、総理はもう自分が行くまでにはベントが行われていると思っていましたと私は思つております。それで、現地に行つてからも、総理は現地の所長に対して、どうしたんだと、まだベントが行われていないのかということを指摘をして、早くベントをやるようについてことを促したという事実もございます。

それから、先ほど、ベント、これは余り長い答弁をしちゃいけませんけれども、ウエットベントで水を通してということをございますから、もちろんベントをやらないにこしたことはありませんけれども、ドライベントで水を通さずのベントよりもこれは大気中に飛びます放射性物質が少ないわけでありますから、その意味では、ベントをやると、仮に総理がいてもベントをするということは私は差し障りのないことだと思っております。

○若林健太君

今のような御答弁が最大限なのかもしません。ただ、指摘されているのは、現場は総理大臣が来ればその最中にベントができるないかと、それは現場がそういう配慮をするのと、そのことに思いを致して、最高責任者が今そぞろに思っています。

次の質問になります。

原子力安全委員会では、原子力発電所で事故が発生した場合に、周辺環境における放射性物質の大気中濃度や被曝線量などを予測するSPEEDIなるシステムを構築されていて、国や地方公共団体はこのシステムによって放射線防護対策といふふうに思います。

しかし、このSPEEDIによる予測結果といふのは三月二十三日になつてようやく発表されたのはどういう理由によるものなのでしょうか。また、その後、公開、今のところされていないようされけれども、これはどういうことでしようか。お伺いしたいんですが。

○政府参考人(久木田豊君)

お答えいたします。SPEEDIの本来の機能についてはは、原子力発電所から時間経過とともにどれだけの放射性物質が放出されたかということについての測定が行われておりませんので、SPEEDIの本来の機能が発揮できないという状況にございます。そのために、原子力安全委員会をおきましては、地上で測定されました汎素 131 あるいはセシウム 137 といった放射性物質の濃度のデータを用いまして、原子力発電所から単位時間当たりに放出された放射性物質の量を推定し、これをSPEEDIに入力して求めた試算結果を三月二十三日と昨日、四月十一日に公表しているわけでございます。

しかししながら、こういった推定ができますのは地上の測定点におきまして大気中の放射性物質の濃度が測定できた場合などに限られるわけでありまして、信頼性のある推定を行うためには相当な日時が必要であつたということでございます。

ちなみに、昨日、四月十一日に公表いたしましたSPEEDIの試算結果でございますが、これは外部被曝の積算線量でございまして、原子力安全委員会が計画的避難区域についての意見を取りまとめる際の参考情報の一つとしたものでござります。

○若林健太君

現場での放射線数量を測定しなければならないから適時にやることができないといふふうに思われますね。であれば、現場

ることによって、予測されるこのSPEEDIの情報というのを公表する、そういう取組をするべきなのではないか。

今、周辺の市町村の皆さん、二十キロから三十キロ、あるいは三十キロを超えた市町村の皆さんについても、一体本当に放射線はおらの方まで来てねえのかということが分からないと、不安だと。その不安があるから疑惑心暗鬼を呼び、今までいろいろな政府の政策に対しても不安感を持つてお伺いしたいんです。

○政府参考人(久木田豊君)

要だと、このように思いますが、その点についてどう思いますか。

○政府参考人(久木田豊君)

今回の事故におきましては、御承知のように、格納容器についても一定の損傷があるというような状況でございまして、言い換えますと、放射性物質がどこからどのように放出されているかということを把握していく状況でございます。例えば、排気筒での流量と放射性物質濃度を測ることによって放出量が特定できればおつしやるようなことが可能でございますが、今回の事故についてはそれが非常に難しい状況でございます。例えば、排気筒での流量と放射性物質濃度を測ることによって放出量が特定できればおつしやるような努力が言わば技術的に最善の努力であるというふうに考えております。

それから、原子力安全委員会といたしまして

も、これまでに公表しておりますような結果について、その安全上の意味とかその根拠について更に分かりやすい形での説明の努力を続けていきました。一週間に一遍しか取れないもののなか、それがどうして一週間あるいは三日に一遍ということができないのか。甚だ、私は素人ですから、しかしその作業そのものがなぜそんなに時間を掛け

任者というのは本部長である總理にあると思います。けれども、確認をさせていただきたいと思いま

す。

○國務大臣(海江田万里君) これはまず流れとして、そうした措置をとります事業主であります東

京電力が、これこれこういう理由でこういう行為を行いたいがということで保安院の方に書類が回つてまいります。それに対して保安院が、い

や、こうした作業を行う際は、こういう点に注意をしてくださいがということで保険院の方に書類が

行なうといふことで、特に今お話をありました

低濃度の汚染水を海に出すと。低濃度といえども汚染をしているわけですから、その点については十分、例えば排出口をどこにするかでありますと

か、その手順がその作業をする人たちの被曝に当たらないかとか、そういうことを報告を求める、そういう点について大丈夫かという報告を求める

また書類を出します。そうすると、それぞれについてはこれこれこういう理由でそういう配慮をし

ますということが出ます。そうしましたら、そこ

の時点できちんと法に基づいた組織で意思決定をし、手

を踏んでいくといふことができていいから、か、御所見を。

○國務大臣(海江田万里君) 今委員から御指摘の

ありました、特にこの影響の大きくなるであろう農水大臣でありますとか、それからこれは諸外国

も大変大きな関心を持つていてることでありますとか、そういう意味では外務大臣でありますと

か、そういうところに事前の連絡が行つていなかつたということについては、これは大きな反省

潔にお願いいたします。

やむを得ない措置ということで今回この汚染水、低濃度といえども放出をするという決定を了としたわけですね、政府が。この発表をした後、実は、本当に私は驚きましたが、漁業を所管する農林水産大臣、あるいは海洋政策を所掌する国交大臣、知らなかつたと、こういうこととあります。これは国家としての意思決定として大変重要な問題をはらんでいると、私はそう思っています。原子力災害対策本部がちゃんと機能していれば、その本部員であるそれぞれの大臣は、当然これは重要な決定ですから事前にあるいは持ち回りでもその情報が入つて、当然それぞれの意見があつて、その影響を考慮した上でこの決断がされると、いうことになればならないというふうに思いますが、この件についてどう思われますでしょうか、御所見を。

○國務大臣(海江田万里君) 今委員から御指摘のありました、特にこの影響の大きくなるであろう農水大臣でありますとか、それからこれは諸外国も大変大きな関心を持つていてることでありますとか、そういう意味では外務大臣でありますと

か、そういうところに事前の連絡が行つていなかつたということについては、これは大きな反省の材料であります。

それは同時に、先ほども少し長くなつて途中ではじょつてお話をしましたけど、そういう動作をやるときの手順が、あくまでもこれは事業主からというような手順になつておりますので、ここは責任を押し付けるとかいふことでなしに、もう一

つやつぱりこの原炉法に基づきますこちらからの指示というものがありますから、やつぱりそういう指示をはつきり出すことによつて責任の在りか

たと、そういうふうにも思つております。

○若林健太君 これは政府としてのガバナンスが機能しているかどうかということが問われていることにならぬと、こういうふうに思つております。

○若林健太君 東京電力というのは一事業者ですね、もちろん一義的な現場の責任を負つてゐるん

で、ようけれども、大きな最終責任は政府が負つてゐると、これ原子力政策ですから。東電になつて、つづけるような発言というのには、僕は決していいことにならぬと、こういうふうに思つております。

○若林健太君 東京電力というのは一事業者です

定が内閣の中で共有をして発せられたものではありませんが、もうまさに今政府がマネジメントしていないのか、ガバナンスが利いていないということを天下に明らかにしたようなものだと、もう非常に重要な問題だと、このように思います。

これは、私はやっぱり原子力災害対策本部、このきちっと法に基づいた組織で意思決定をし、手順を踏んでいくといふことができていいから、統合本部などというような、現場に余りにも寄り過ぎて全体が見えなくなつてしまつてゐるのじゃ

ないのかと、こういうことを御指摘を申し上げた

いというふうに思います。

実は、まだいっぱい聞きたいことあつたんですけども、時間になつてしまつました。私は過去のことをいろいろあげつらつて何かためにするつもりは全くございません、今は困難のときでありますから。ただ、新聞報道、今回のこの質疑の中で明らかになつたように、余りにも全体が現場に入り過ぎて、そしてマネジメントが利かなくなつて、そういう意味では外務大臣でありますと、も明確が起きたと、実際、その他の原発の施設に震災が起きたと、対応策をきちんと取る、再発防止を取つていくことには、原因が何であつて、それに対し方からもお話をありましたとおり、私は、危機対応をするときには、原因が何であつて、それに対し対応策をきちんと取る、再発防止を取つていく

ことになります。増子委員のお話にもありましたけれども、その他の原発もあります。今回のことと手を打つことも大切だと。そして、海外に対する配慮、全体に対する

切だと。そして、海外に対する配慮、全体に対する

目線というのをしっかりと持つて対応していただ

きたいと、このように申し上げさせていただい

て、ちょうど時間でございますので、私の質問を

終わらさせていただきたいと思います。

○磯崎仁彦君 自由民主党の磯崎仁彦でございます。

まず、私の方からも最初に、さきの東日本巨大

地震、津波、そして原発事故によりまして命を落

とされた方に謹んでお悔やみを申し上げますと

もに、今なお厳しい状況に置かれております方々

を取つていただきたいといふことをます冒頭に申

し上げさせていただきたいといふに思いました。

それから、今回、海江田大臣の方から所信表明演説を行つていただきましたのが三月の十日で

あつたと思います。まさにその地震の前日という

ことでございますので、所信表明の中の課題ある

れる方に心から感謝を申し上げたいと思います。

私は、さきの予算委員会で、民間企業においてまことに危機管理を担当していたという経験を踏

まえまして、危機管理の重要さということをお話をさせていただきました。その中で、危機管理は

初動対応が非常に重要であること、それから指揮

命令系統がきちんと整つてること、それから情

報マネジメントがきちんとできること、そして、何よりもそれに対する方それが、みんなが危

機意識を持つてること、これが非常に重要であ

るということを申し上げました。

ただ、今日の答弁等々伺つて、中でも、いまいち我々に危機意識が伝わつてこないというふうに私は思つております。更に言えば、増子委員の方からもお話をありましたとおり、私は、危機対応をするときには、原因が何であつて、それに対し

て対応策をきちんと取る、再発防止を取つていく

こと、つまり、これも非常に重要な対応でございますけ

れども、今日のお話を聞く中でも、三月の十一日

に震災が起きたと、実際、その他の原発の施設に

対して、じゃ、しかるべき対応を取る、そういう

指令が出されたのが三十日と、やはりこれは余り

にも再発防止という観点では対応が遅過ぎるとい

うふうに思つております。

そういう意味では、原因が何なのかというこ

とにつきましてはこれから十分明確がなされると

いうところだとと思ひますけれども、電源がなかなか

かうまくいかなかつたということであれば、それ

については即日、あるいは遅くとも翌日には対応

を取つのが本来の危機対応の在り方ではないかと

いうふうに思つておりますので、是非とも、今不

十分なところについては改めて万全なる危機対応

を取つていただきたいといふことをます冒頭に申

し上げさせていただきたいといふに思いました。

それから、今回、海江田大臣の方から所信表明

演説を行つていただきましたのが三月の十日で

あつたと思います。まさにその地震の前日とい

うことでございますので、所信表明の中の課題ある

いはその取組等につきましては、この大きな国難とも言える地震を踏まえて、やはり対応すべき政策あるいはその取組、これについて一部変更があつたんではないかというふうに思つておりますけれども、まずそれについて大臣の方からお伺いをしたいというふうに思います。

○國務大臣（海江田万里君）おっしゃるようになります。

かなり大幅に見直しをしなければいけないだろう

私どもが所信を述べました際には、大きな意味

で政府の成長戦略というものがございまして、これをいつも念頭に置きながらこの経済産業省の政策も定めてきたところでござりますから、今やはり大きな意味での成長戦略、例えばこれは原発問題とも関係ありますが、世界から観光客をたくさ

○磯崎仁彦君 エネルギー戦略等々につきまして
今の方に来ていただきとか、これは残念ながら、
今そういう状況ではございません。まあ一つ一つ
例を挙げれば切りがございませんが、かなり条件
が変わつてしまひましたので、そういうつた先ほ
ど、ちょうど三月の十日ですが、私が述べました
点につきましても、今新たに行うとすればかなり
大幅に違つてくると思つております。

は後ほど詳しく述べをしたいと思いますけれども、前回、所信表明演説の中で、国を開くということについて真っ先に大臣の方から取り上げられております。まさに先日來、TPPということでおいに議論がされているところでござりますけれども、これについては六月をめどに交渉参加をするかどうかということを決定をしていくと、結論を出すというふうに菅首相も表明をされておるわけでございますけれども、他方で食と農林漁業の再生推進本部、ここで農業等々についての基本的な方針を六月までに出すと、それが前提になつてゐるということかと思いますけれども、今のこういう状況の下で農業の在り方ということにつきましては非常に大きな見直しも出てくるのではないかというふうに思つておりますけれども、その日程との絡みで、TPPへの参加の結論を出すタイ

ミングというのは当初の六月というそのタイミング
グなのかどうなのかということをお伺いをしたい
と思います。

○國務大臣(海江田万里君) 今委員御指摘のあり
ましたなぜ六月なのかということは、まさに食と
農、林、漁業も入つておりますけれども、そうレ
た新たな方針と申しますが、それを再生するため
の方針があつて、それとセットになつていたお話
でありますから、大変残念な状況であります
が、今四月に入りました、六月に間に合うのかなどとい
う思いがござります。

○磯崎仁彦君 そういうつた意味では、アメリカが
十一月のA.P.E.Cまでに交渉を妥結させたいとい
う意向も持つてゐるようですけれども、日本とし
てはそれには必ずしもこだわらないということで

○大臣政務官(中山義活君) よろしいでしょうか。
世界に貿易で日本がこれまで立国をしてきてきたはず
場面でおりまして、私たちも、そういういつても、
答えしていますが、非常に冷却停止まで緊張したお
世界の貿易で日本がこれまで立国をしてきてきたはず

ですから、世界に開く点をもしやらないと日本が置いていかれてしまうと、こういうことでございまして、何としてもやはり外国との貿易については時間を置かないで、常に緊張した場面で見ておかなければいけないと、こう思つております。この時点ではつきりアメリカは相当強く言つてくる可能性もありますので、それなりの備えをしておかなければいけないと、こう思つております。

(稿) 久慈仁義君 たたかはと申し上げましたように、やはりひとつ、農業だけではありませんけれども、農業の議論というのがきちんとできない中で交渉の結論を出していくというのではなくなかなか難しい状況かと思ひますので、そこは十分に見極めた上で検討するということを是非とも明言をしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○大臣政務官(中山義洋君) 元々、農業の再生が進まないうちは、我々はＴＰＰというのは安易にアメリカの話と外国のいろんな情報に惑わされて簡単に乗るべきではないということは前から言つ

てることでございまして、まずは農業の再生が大事であるということは今でも前提でございま

○磯崎仁彦君 今こういう状況ですのでなかなかその議論が進んでいないということはあるかと思いますけれども、一つ、ＴＰＰについてお話をさせていただきたいというふうに思いますのは、農業の問題だけではなくて、二十四の分野で当然いろんな議論がされているということでござりますけれども、外国企業の参入障壁の撤廃とい

うことからすれば、政府調達、建設業においても
非常なる影響が出てくることが認識される
わけですけれども、それについてはどのようにお
考えでございましょうか。

も復興に向かっていろいろ頑張つていかなければいけない、そのときに日本の、例えば地方の基準が、外国に委ねるときは二十三億以上ですよとか、基準が厳しいと、こんなようなことがあるとは思はぬですが、まずは今この復興に向けて、こういう基準等も、まずは自國のことをしつかり考えながら、外國にも道を開いていくことが大事で、かなり慎重な時期だというふうに思つております。

○磯崎仁彦君 そういう意味では、建設についてあるいは政府調達にも大きな影響があるというふうなことは御認識されているということでおよそいいでしょうか。

○磯崎仁彦君 いすれにしましても、TPPについては非常に慎重に、十分議論をした上で検討していくべきだろうというふうに思っておりますので、そのことは是非お願いをしたいと思います。

もう一つ、こういう時期ではござりますけれども、やはり日本の基本的な国策とすることとて「一 点、経済政策と競争政策について御意見を伺いたい」というふうに思いますけれども。

今、こちらの経産の方にも産業活性化等々の

法律の改正等が提出されるやに聞いておりますけれども、一つ、最近二月にも新日鉄と住金の会員の話等々がありまして、やはり今、日本の企業というものはグローバルな競争の中で本当に今の規模で競争ができるんだろうかという、そういう状況に置かれている認識の下に、恐らく新日鉄、住金も合併という一つの方向性を見出しているんだと思うなどいうふうに思つております。新日鉄の社長も、グローバルな市場で挑戦するには規模の大というのが非常に有効であるという発言もさわがっているのも恐らくそういうことだらうというふうに思います。そういう意味では、国策として産業政策というものをどう考えていくのかというものがこの今の時代、非常に重要なことだらうに思つております。

よく比較をされますのが、日本と韓国を比較した場合には、国内市場の大きさからすれば日本の方がずっと大きいわけでございますけれども、今企業一社当たりの市場の規模というものを見た場合には、これ経産省の資料にもありますとおり、韓国一社当たりの市場の規模の方が大きいという現実がある。それからすると、日本企業は国内で競争で疲弊をして海外でなかなか有効な競争ができるないという指摘もあるわけでございますので、競争政策と産業政策といった場合に、企業の結合といつこの規制についてはもつとグローバルな競争という視点を持って大胆に緩めると、そういうふうに思つたような政策も必要ではないかというふうに思つますけれども、その点についてはいかがでございましょうか。

○大臣政務官(中山義活君) まさに産活法がその議論でございまして、私は少なくとも日本の企業が外国と伍してやつていいける、又はサプライチェーンとして本当に力を発揮できるためにはやはり合併はしようがないことだと。

これは外国との競争からいつても、例えばよく韓国でサムソン、現代、これが挙げられます、日本のはちょっとプレイヤーが多くて大変な形でいをしていると。例えば電化製品でも安売りの小

売店がたくさんあります。そこで余りにもプレーヤーが多いために買ったかれるというようなことで、国内の競争で疲れてしまつて外国との競争ができないと、こんなことも聞いておりますので、産活法に関しては大臣が所信表明では是非早く議論をしていただきたいと、こういうことを申し上げたわけでございます。

○磯崎仁彦君 恐らく産業政策の立場からすればそういうお話だとと思うんですけれども、どうも今の対応だと、公取も見直しをしているということござりますけれども、やっぱり企業の立場からすれば中長期的な構造変化というか戦略、それを重視するという反面、やっぱり公取の立場というのは直近の市場の構造であるとか、あるいは競争への影響というのを重視するということがあつて、そこにどうしてもギャップがあるような気がしますので、是非とも、産業政策という意味で公取の方に対してはきちんととした主張といいますか、そういうものを今後していくべきだといったいなというふうに思つております。

では、次の質問に移らせていただきます。

エネルギーの安全保障についてでございますけれども、今回原発がこういう大きな事故でまだ現

在進行中ということでございまして、先ほど来、日本には五十四基の原発があつて、これについてどういふ影響を与えるのかという議論をされておりますけれども、昨年六月に策定をされた工エネルギーの基本計画、この中では、原子力適合性、経済効率性の三Eを同時に満たす中長期的な基幹エネルギーとして、安全の確保を大前提に、国民の理解、信頼を得つつ、需要動向を踏まえた新增設の推進、設備利用率の向上などにより原子力発電を積極的に推進をするということが基本計画の中に述べられているわけでございます。

○磯崎仁彦君 恐らく産業政策の立場からすれば、再生可能エネルギーをこの際思い切って導入すべきではないか、又はLEDを始め電力を需要側から見て余り使わないような省エネの体制をつくるべきではないか、ここは本当に意味では技術革新を生むことだと、このようにも考えているわけでございます。

しかし、同時に、やはり石油、天然ガスの需要はどうしても多くなると思います。我々はサウジアラビアとか又は中東の国に一年間に二回ぐらいは行つて、向こうの方々とお話をいたしております。

この間も、供給に関しては、リビアで問題があつたので供給が途絶えるんではないかというこ

とで、サウジアラビアの会議にも出てまいりました。

そこで、安定供給に努めるというような会議の決定もしてもらいました。増子前副大臣もしょっちゅうサウジに行つてもらつておりますが、これはやつぱり、今大事なのは、石油を絶たれたら今度は大変なことになります。そういう面でも、諸外国との関係もうまくやつていかないとなかなかベストミックスがつくり得ないと、こう思つております。

○磯崎仁彦君 今まさに石油の、中東の話が出たところで、天然ガス、石油ということになると、特に石油については中東の方にかなり依存をして

おりましたので、ピーカは百七、八十ドルまで行つたときがあつたかと思いますけれども、そういった意味では、天然ガス、石油ということがありますけれども、この点についてどのようにお考えでございましょうか。

○大臣政務官(中山義活君) もう先生の御指摘のとおりでございまして、まさに大事なのはベストミックス、どういう形でベストをつくっていくかということだと思うんですね。我々も、太陽光又は再生可能エネルギーをこの際思い切って導入すべきではないか、又はLEDを始め電力を需要側から見て余り使わないような省エネの体制をつくるべきではないか、ここは本当に意味では技術革新を生むことだと、このようにも考えてい

るわけでございます。

しかし、同時に、やはり石油、天然ガスの需要はどうしても多くなると思います。我々はサウジアラビアとか又は中東の国に一年間に二回ぐらいは行つて、向こうの方々とお話をいたしております。

この間も、供給に関しては、リビアで問題があつたので供給が途絶えるんではないかというこ

とで、サウジアラビアの会議にも出てまいりました。

そこで、安定供給に努めるというような会議の決定もしてもらいました。増子前副大臣もしょっちゅうサウジに行つてもらつておりますが、これはやつぱり、今大事なのは、石油を絶たれたら今度は大

変なことになります。そういう面でも、諸外国との関係もうまくやつていかないとなかなかベスト

ミックスがつくり得ないと、こう思つております。

○磯崎仁彦君 先ほどベストミックスというお話をございましたので、その点にちょっと戻させていただきたいと思いますけれども。

先ほどちょっとお話し申し上げましたように、今国内では原発が五十四基ございます。そして、エネルギーの基本計画によりますと、二〇二〇年までに九基、二〇三〇年までに十四基以上という

そういう増設の計画があるわけでございますけれども、これ、これから今回の原発事故の原因が何なのかとということをきちんと究明をした上で、それを踏まえて、安全基準が今のとおりでいいのを見直しということともやらなければいけないもの

がありました。一部はこれ、せんだつて大きな余震がありました。あれも踏まえて一部のまた手直しということがあります。これから更なる安全基準の見直しということでは指示をした分も、これは

保安院からそういう指示が出たものでございますが、基本的ににはもう少し時間を掛ける中で、た

だ、御指摘もありました、急がなければいけない

か、それとももっと厳しいものにしなければいけないのか、それによつて状況は変わつてくるかと

思いますけれども、現段階におきましてこの原発の新增設ということについてはどのような認識をお持ちでございましょうか。

○磯崎仁彦君 安全基準を今後の中でもし見直すといったような場合に、そのために原発を止めてしまうということも可能性としてはあるというふ

國語文庫(傳記) 第二卷

卷之三

○破山仁庵著

○国務大臣(田万重義) 基準が出来るかということですが、例えば原子炉については定期的な点検がございますから、その点検をしている間に新たな安全基準ができたら当然その点検で再稼働に至る時間が長くなるということになりますから、部分的にはそういう形で止まるということもあります。

すべきやないかとしきふうに思つておりまして、例えば、なかなかその全体像が出ない、分かれないので、これをまずやり、あれをやり、結果的にその国民負担が結果としてこうなるということではなくて、まずその全体像を示した中で制度というものは導入していくべきではないかというふうに思いますけれども、それについてはいかが

○磯崎仁彦君 なぜそういうことを聞いたかといふ
うのを申し上げますと、私、四国の香川に住んで
おりまして、四国電力は伊方原発が媛県にござ
いまして、これが四国全体の電力の四〇%強を原
子力に頼っているということでございますので、
もし伊方が止まれば電力の供給量というのは五五
%強になるという状況でございますので、その辺
がどうなるのかというのがちょっと認識として
あつたわけでござります。

○大臣政務官(中山義活君) これまでに全量買取り制度や何かの議論の中では非委員の皆様にもいろいろ深く議論をしてもらいたいところなんですが、当然、税と、そしてまた買取り制度と、それから排出権取引というのは三つの柱になつております。これどういうふうに扱うかということもひとつこれからの大好きな問題にならうかと思いまして、でございましょうか。

いわれにしましても、異常に耳にたいわけないし、ない対応については是非ともできるだけ早く対応を取るべきだろうというふうに思つておりますし、原因究明につきましても、今はまだ進行形ということではございませんけれども、当然のことながら同時並行的に何が原因かということは早急に詰める中で、もしそれに対する対応が必要であれば、これもう非常にスピードを持つて対応するところを是非ともお願ひをしたいというふうに思います。

税の問題についてもやはり慎重に考えなければいけないというふうに思いますし、買取り制度についても当然電気料金が上がっていくわけですかね。國民負担はあるわけでございます。税にしても買取り制度にしても、また排出権取引にしても、やはり國民の皆様の、これは産業界からいろいろ問題点も指摘をされております。この三つを委員の皆様にも早くこれを議論をしていただきたいと、このように考えておるわけでございまして、この買取り制度の中、これ一つは、ある意味では

それから、エネルギー戦略につきまして、
ちよつと違う観点からでございますけれども、今
年の下期から、これはまだ法案が通つております
んのであくまでもまだ計画という段階でございま
すけれども、地球温暖化の対策の税ですね、これ
が三段階で導入されるような、そういうことが計
画をされておりますけれども、同時に再生エネルギー
の全量買取り制度あるいはその排出権取引制
度、こういったものもCO₂対策ということでは
制度としてあるわけでございますけれども、言つ
てみれば、そういうトータルなものとして国民が
どういう負担をしていくのかということをきちんと

新しいエネルギー、新しいエネルギーといいますか、CO₂の出ない、そういうことをしつかりやつていかなきやならないと、このように思つてゐるわけでございます。

○磯崎仁彦君 今全量買取り制度の話が出ましたけれども、これが今検討されているわけでございまますけれども、検討するに当たりまして、当然のことながら業界によつては電力多消費産業というのもあるわけでございまして、そういうた産業に対してもういう対応を取つていくかというのも一つ大きな課題にはなつてくるんだろうというふうに思つております。

インセンティブを今引けるような状況でもあるわけですが、これを産業として考えて雇用とかそういうものにも生かしていきたいと、こんなふうにも考えております。

全国の建設業者がやはりこの太陽光のパネルを上に乗っけるわけですから、それは当然、雇用も生まれてくると思いますし、いろんなことがあるかと思います。それから、今言つた電気工業界の御意見もしつかり聞いて、何か企業にこちらから援助ができることがないかどうか、こんなことも考えているわけです。

ういつた点についてはやはりむしろ促進をするよ
うな形でのこのプログラムの見直しといいます
か、そういう方向にならうかと思いますので、全
てが全てマイナスに縮こまるということではあり
ませんで、今回のことときつかけに大いにこの分
野を伸ばしていこうということは積極的にむし
ろ加速化をしてやっていくということでございま
す。特に、このグリーンエネルギー、自然
光、それから再生利用のエネルギーについては積
極的にこれは伸ばしていくかなければいけないかと
思つております。

○大臣政務官(中山義活君) 業界の皆さんとともにいろいろヒアリングしてまいりました。電炉業界も、一番電気の安いときを使って、もうこれ以上できないよと言われるぐらい頑張つておられるわけでございますが、ほかに何か援助をする措置はないだろうかと、こんなことも今検討しているわけでございます。

何より大切なのは、やはりこういうように電力不足になったときに、できれば本当に昼間、自分の家に太陽光の発電がある、それでも少しでも需要

さにこれは地域の活性化にも寄与するところがあ
ろうかと思いますし、例えば東北地方の新しい町
づくりという中での一つの可能性ということにも
なろうかと思いますが、そういった意味で、それ
についての促進といいますか、そういったことにつ
いてどのようにお考えでございましょうか。

○國務大臣(海江田万里君) 先ほど私、委員のお
尋ねに対して成長戦略の見直しというお話ししまし
たけれども、ただ、その分野でも、今委員からの
御指摘のありましたグリーンインノベーション、こ

夜間電力を使うということによって電力のその使い方全体としては平準化をしているといったような全体のメリットといいますか、そういうつたものもあるということでございまして、ドイツでもこういった多消費産業については減免措置というものがあるというやに聞いておりますけれども、今後検討するに当たつてそういうつたところについてどういう対応を検討されているのか、そういうしたことについてお伺いをしたいと思います。

そういう意味では、今後の中で、まさにこういう状況でこの夏は何とかいろんな方策で電力の不足については乗り切ろうというふうな決意をお持ちでございますけれども、更にその先を見た場合では、やっぱりできるだけ早めに対応策を取つておくということも必要かと思いますけれども、そういう意味では、今ある再生可能エネルギーの普及、拡大、これの更にスピードを上げて、ま

この電力多消費産業というのは、例えば鉄鋼と

○磯崎仁彦君　冒頭、私、大臣に伺いましたとき

○磯崎仁彥君

是非ともそういう方向でお願いを

したいというふうに思います。

いざれにしましても、エネルギーの安全保障、エネルギー戦略につきましては、原発の今まだ進行中ということで、それがどういう帰結になるのかということについて大きく影響を受ける可能性もあるらうかと思いますので、我々としても積極的な提言ということをしていきたいというふうに思つております。

最後に、原子力に関連をしまして、これも新成長戦略の中で、インフラのシステム輸出ということをやつていただきたいというふうに思つております。パッケージ型インフラの海外展開の推進ということをございます。原発につきましては、既にベトナムで受注がなされておつて、あとトルコ、ヨルダン、これについても日本企業が受注を目指しているという状況でございますけれども、今回の福島の原発の事故、これがこれらの国の受注、あるいはこれから売り込みに対して現時点でおどういう影響を与えていたのか、分かる範囲で教えていただきたいと思います。

○大臣政務官(中山義活君) 実は、ヨルダンもベトナムも私行きました、総理のその前の段階でいろいろ交渉してまいりました。そのときに、私たちの一番の売りは、実は日本は地震大国なんですね。柏崎もあの大好きな地震に耐えたんですと、こういうような売り込みで随分お話をしたことを今思い出すんですね。ヨルダンも全くそなんですけどね。ヨルダンのリファイ首相とも話をして、日本の原発はなぜ安全か、それは地震に耐え抜いてきたと、こうなことを申し上げたわけでござります。そういう面でも、今後とも、トルコや何かからも何か言つてきたかというと、まだ何も言つておきてはおりません。しかしながら、私たちももう一度安全基準をしっかりと考へた上で、やはり売り込みを掛けなければいけないのかなとも思つております。

特にヨルダンは、フランスのアレバ社と一緒に日本の企業が売り込みを掛けたわけでござりますて、そういう面でも、フランスとの協力も含め

て、世界の原発が本当、もう一度根本から見直されることをちょっと期待をいたします。それと同

時に、その段階で、我々はもう一度自信を持つて売り込みを掛けられるような状況をつくりたいと思つております。

○磯崎仁彦君 そのためにも、今回の原発の事故の原因が何であつて、それに対する対応がどういふことをしなければいけないのかということをで

きるだけ早期に解明しなければいけないというふうに思つております。

最後に、パッケージ型のインフラ輸出といふことになりますと、世界の標準化といいますか、国際標準化、これが重要だというふうに思いますが、これについては原発、あるいはそのほかの分野について国際の標準化というのはどういうふうに進んでおりますでしょうか。

○大臣政務官(中山義活君) 先ほどサムソンと現代の話をしましたが、南アメリカに日本の地デジの方式を持ち込んだんです。この標準化を持ち込んで、あつ、うまくいったと、ところが、実際行つてみたら、ほとんどがサムソンのテレビ、だつたと。これでは標準化を求めて、ソフトの方がうまくいくつていいと、又はそういう電気製品がうまく売り込めなかつたと。ですから、この標準化と日本の産業の力、やはり、サムソンに日本の国家電が勝てないと標準化を取つてもなかなか売れないと、こういうこともござりますので、この辺についてはもう徹底的に研究をしていただきたいとうふうに考えております。

この点についても大臣の方で何かあれば、これに付け加えて言つていただきたいと思つております。

○國務大臣(海江田万里君) 国際標準化の問題、本当に大切でございまして、それはしっかりと取り組んでいきたいと思つております。

○磯崎仁彦君 インフラのシステム輸出、これも国策ということだと思いますので、是非とも標準化含めてどんどん推進をしていなければ

まさに、冒頭申し上げましたように、今回は、本当に危機管理が十分にできているのかどうかと

いうことをやはり私はまだ改善の余地はある

命懸けで働いてくださつて多くの皆様、そしてその御家族の皆様に感謝を申し上げたいと思ひます。

我々も提言できるところは提言をしていきたいと、いうふうに思つておりますので、危機管理体制を更に充実をさせていただきたいというふうに思ひます。

最後に、今年、平成二十三年に入るに当たりまして、私は、日経新聞が三度目の奇跡という特集を組みまして、まさに今日本が置かれている状況と

いうのは、人口減少がどんどん進んでいく、少子高齢化が進んでいく、デフレがもう二十年にわたつて続いている、それから年金を始めとした社会保障についてもかなり厳しい状況になつてている

ということで、いろんな課題がまさに同時期に来

ているという意味では、世界の中で先例のない、そういう時代を迎えていたということ、日経新聞は、明治維新、それから戦後、今回が三度目

の奇跡を起こせるかどうかというの、日本が将来にわたつて生き延びていけるかどうかという、そういう論調、だつたと思いますけれども、まさに

それに三月の十一日の大震災、津波、そして原発の事故が加わつて、試練が一つ大きくそれに上乗せをされたという状況かと思います。

そういう意味では、我々政治家はもちろんでござりますけれども、国民全体で知恵を出し合ひながら、勇気を持つてこの困難というものに対応していくかなければならないということをお話をさせました。だつて、私の質問、若干早いんですけれども、終わりにさせていただきたいと思います。

○松あきら君 公明党の松あきらでござります。

どうぞよろしくお願ひいたします。

前回、大臣が大震災の後で所信ができるないといふことで、一般という形で質問を皆でさせていたしました。それから約一ヶ月がたちます。そのときも申し上げましたが、まさに言葉にできませぬ。今なお私は言葉にできない。本当に多くの皆

様が今日一日を何とか生きようと前を向いて一步歩進んでくださつてます。また、原発の現地で命懸けで働いてくださつて多くの皆様、そしてその御家族の皆様に感謝を申し上げたいと思ひます。

先ほど、増子先生がいろいろ御質問なさいました。私は、御地元であればこそ、本当に心底苦しんでいらっしゃる方たちの思いを背負つていらっしゃる、その中で種々の言葉になつてほとばしつて出られたまさに御質問であつたというふうに思つております。

私は自身も、経産省の政務官も副大臣も務めさせていただきました。ですから、私は今の政府に云々といふことは申し上げません。自分自身もどうしてこうなつてしまつたんだあるうと。もつと、いつぱいありますよ、いろんなことが、だけど、東電にも、そして自分自身にももっと厳しく基準を、いろいろな思いであります。

ですから、私は、この原発法も一義的に電力会社だけが責任あるなんというのはとんでもないことで、政府を挙げて、これは今の中の政府とは申しません、私たちも含めて、もう責任あるんですよ、全て許してきたんですから、オーケーしてきました。ですから、私は、ですから、隕石がおつこつて天災じゃなければ、官房長官が、これは天災じやない、とんでもないですよ。とんでもないと思ってますよ。私たちにこそ責任があるんだ。だから、この国難に挙げて対処をしていかなきゃいけないんです。まあ若い方はどこに原因があるんだと当然おつしやるけれども、もうそういう話が出たびに、私も心に胸に詰まるほど責任を、私

を感じて胸が痛いという思いなんですね。

ですから、まさに五十四基ある、高経年化をしていますよ、皆。もう当然のごとくほかのところも、すぐにできないですよ、分かつてているんです。大きなお金も掛かりますしね。だけど、ともかくトップが、リーダーが、即見直しなさいとい

う、これを発していただきたいというのは、もう当然のことなんですね。

ですから、三十日という日にちも出ておりましたけれども、本当に早くしっかりと対策を取つていただきたいというような思いであります。

そして、いっぱい申し上げたいこともあるんですけれども、この集中審議もあるということではございますが、ただ、特に今回こういうことが起きて、現地の福島の皆様は、これが一ヶ月で済むのか数か月になるのか何年にもわたるのかとうう、本当に先が見えないこういう苦しみの中で、私は、本来は官房長官が現地に行って、まさに三十キロの、三十一キロ地点でもいいですよ、そこで毎日会見してほしいと思いましたよ、本当に政府の要人がそこで大丈夫ですよという会見をしてくれば、まあ大丈夫かな。だけど、遠く離れたところで毎日毎日いろんなことをおつしやつていたって響かないと思います。

そこで、福島市に配置をされております政府の原子力災害現地対策本部長、四回も交代しているじゃないですか。池田副大臣、松下政務官、池田さん、中山さん、池田さん。これ、どうなつているんでしょう。県や避難自治体からは、責任の所在不明であると、国の対応がちぐはぐで遅い原因になつていると批判が相次いでいるのは当然ですよ。それは分かりますよ、国会対応などで戻つてこなきやならないのかもしれないけれども、こんなにしようちゅう替わつたら地元の方たちがどんな思いでいるのかと、私は本当に何でこんなことになつちやつてているのかと。ころころ替わつても引継ぎしますから大丈夫なんということは言えないわけですよ。

こんなことは徹底して、しっかりと本部長が常駐できる体制整備していただきたいと思いますけれども、まずこれどうでしようか。大臣。

○國務大臣(海江田万里君) 事故が発災しました時点では池田副大臣でございまして、その後、今御指摘のありましたような入替えがございましたが、せんだつてからこれは池田副大臣がしっかりと

と本部長としての職責を果たすということで、もう既に今日も現地に行つておりますが、まず基本的に池田副大臣が本部長として現地にいるという

シフトと申しますか、そういう形に直しました。○松あきら君 池田さんから始まつて池田さんに戻つたということございますけれども、五番目

ですよ、これで五回目。もうこれで替わらないという認識でいいんですね。

○國務大臣(海江田万里君) やむを得ない連絡痛

がありますまして戻つてくることもございます。ずっと行つたきりということじゃありませんけれども、責任は池田副大臣が現地本部長として務めてくれると、こういうことになります。

○松あきら君 私は、この際ですからずつといていたぐと、それぐらい腹を決めていただきたいんですよ。お役所仕事という言葉を、だつて政治主導じゃないですか、今の政権は。私は、政治主導というのは、今までと変える。今まで役人であ

れば、いろんなことでこの対応は副大臣だろう、何だろうというのじゃなくて、政務官だろう、何だろうというのじゃなく

て、政治家が責任を持つて対処するというのが政治主導であり体制、今回の内閣の、であるのであれば、本当にこういうところは替わらないでどん

なさいました。

○國務大臣(海江田万里君) ちょっとと今手元に、

いつ池田さんということですつとということを決

めたかメモがございませんけれども、私の中では、池田さんが本部長としてしっかりといてくれるというところで、その旨を本人にもお話をしま

す。

もう一回お答えください。

○國務大臣(海江田万里君) ちょっとと今手元に、

いつ池田さんということですつととということを決

めたかメモがございませんけれども、私の中では、池田さんが本部長としてしっかりといてくれるとい

うことですから、しっかりとやつても

やつぱり海江田大臣、有名な方ですから、就任

していただいて、今回こんなことになつて、しか

も原発の対応の本部長にもなられて、いわゆる大

臣を兼務されるという形ですから、やつぱりし

かりと発信もしていただきたいし、いろんな対策

をしつかり、私が大臣になつたんだから、皆様に

思つちゃつたぐらい。

やつぱり海江田大臣、有名な方ですから、就任

していただいて、今回こんなことになつて、しか

け需要の方でござりますが、やっぱり家庭あるいは中小企業のウエートというものはやっぱり近年多くなっております。特に夏場はやっぱり家庭の需要が大きく、全体の需要の中で占める位置が多くなっておりますから、やっぱり家庭にはしっかりと協力ををしていただきなければいけない。先ほどお話をありました二十七条の問題も結局、大企業には当てはまりますが、中小企業あるいは家庭には行き当たりませんので、ここはまさに自覚を持つて、そして節電をしていただけますような材料の提供、情報の提供、これはしっかりとしていらっしゃると思います。

○松あきら君 よろしくお願ひいたします。大切な問題です。けれども家庭でも皆が要らない電気は消すと、そういうことを個々が行うだけで違いますのでね。今回も、計画停電をやめたのは、やっぱり皆さんのが節電をしてくださっているから計画停電しないで済んだということもありますので、是非これはよろしくお願ひいたします。

今回の大きな震災によりまして、社会的インフレの甚大な被害とともに、原発事故による放射能汚染を懸念する世界中で日本製品の消費マインドが冷えている、これは残念なことです。まことに、この前の質問のときも申し上げたんですけども、東北地方は特に部品ですとかあるいは紙ですね、製紙、あるいはいろんなものの、まさに工場が多いんですねけれども、そういうところの部品やいろんなものが調達されないと製品にならなかつたり、ですから、直接被害、間接被害。それから、九州にも、あるいは京都とかほかのところにも私も行きましたけれども、中国や韓国や、みんなのキャンセル、日本に旅行に来ようと思つていらっしゃる方たちがみんなキャンセル、北海道もそうだと思います、直接全然関係ないところがみんなキャンセル。それから、パーティーとかいろんなものも全部自粛で、本当にこれは大変なことなんですね。特に、放射能の問題に関しましては諸外国は大変ナーバスになつております、そういう御心配は幾らないないと、こういうふうに申

し上げても、なかなかそういう過剰なほどと申しますか、外国は心配をしているわけでござります。エネルギーの問題ももちろんありますけれども、日本経済が大きく萎縮をしてしまうんではないかと私も心配をしております。

ですから、私の、こんなちっぽけな私ですけれども、行つた先行つた先では、普通に生活をしてください、御支援をしていただく気持ちだけはお持ちいただきたいけれども、なるべく普通な生活をしていただきて、どこかおいしいものも食べに行つてください、もう映画も見に行つてください、消費してくださいという、こういうお願ひをしているんですね。

実は、ちょっととこれはあれなんですけれども、一九〇六年にサンフランシスコで大地震が起つたときに、これは地震と火災の発生で全域が御存じのように壊滅的な被害に遭つたわけですね。大根子が二三つで六ヶ月間の資産を失つた

行わ業務上政務類署に國を省略不傳書と治者を出されないものと日本大臣に寄ての上

ここ買えないとか、農産品に限らず、いろんなものがもう駄目駄目駄目つて、こういうふうになつてゐるんですね。やはり日本の産業製品の安心、安全のメッセージを発するため、例えば具体的には証明書の発行ですか、何か手を打つていただきたい。そういうふうにしていただかないと、本当に全てのところでそうした輸出というもののも止まってしまう。これに対してもお知恵をいただきたい。いかがでございましょうか。

○國務大臣(海江田万里君) 今、種々お話を承りました。それから、工業製品の輸入の実質上の禁止でありますとか、あるいは具体的な例では今治のタオルがイタリアでストップになつたと。あれはしっかり説明をしましたらもう今は通関をしたようになりますが、結局、イタリアの税関の方たちが今までいろいろな形で御指摘をいただきまして、今總理の官邸で官房長官の会見が同時通訳でやつておりますし、それからその後、これは外務省だけじゃありませんで、各省庁、農水省も私ども経産省もそれから厚生労働省も全部集まつて外国人の記者さんのための会見というのもやつておられます。ですから、そういう発信も必要だらうと思います。

それからもう一つ御指摘のありました証明書の類いの話であります。

これは国から正式にそういう証明書が、外政府からそういう証明書が要求が来れば、これは政府としてもしっかりと対応します。政府以外のところから来たときどうするのかと、それにも政府が証明書を付けるのかということで、一部の漁業関係のところにはそういうようなこともやつておりますが、これについてはなるべく、政府が発行するというわけにはいきませんが、こういうと

も何しのれつぎははいのは一〇い煮冷 じ方私いてもこなかし倒とう体す〇〇うこ

松田公太君 みんなの党の松田公太でございまして、松あきら君 ありがとうございました。時間ですか、終わります。

松先生、私、また荒井先生のころには質問が大出尽くしてしまいますので、通常、具体的な違観点からいろいろ御質問させていただきたいな私は思つてゐるんですが、ちょっと本日お話をついていてこれだけはどうしても聞きたくなつてまいましたので、一つちょっと質問に書かなかつたことなんですが、重箱の隅をつつくよう、そういうことはしませんので、是非御存じの方を教えていただければと思うんですけれども、どうを教えていただければと思うんですけれども、今、原発をどう処理するかという話において、冷却、低温、この方向性しかまだ見えてきてないという状況が続いているんですけど、は専門家じゃないんですが、いろんな専門家の皆さんとお話ししますと違うオプションもあるんじゃないかという話も出てきているんですね。

実際、政府の中で御検討されているのは本当に温、低温しかないのか、ほかにオプションをお見えなのかということを教えていただければと思ます。

國務大臣(海田万里君) 低温冷却というのはつのプロセスでございまして、そこで終わりではありません。だから、最終的なところまで行くはやはりこれは廃炉ということになろうかと想りますから、しかし、その廃炉に行くためにはやはり廃炉が冷温で停止をすること、このことどうしても避けて通ることのできない道筋でございますから。ただ、低温で冷却をするために幾かのプロセスがあることは事実であります、これが、意図的にメルトダウンさせてしまった方がいい

松田公太君 その廃炉に行くまでのプロセスと私が専門の方々からお聞きしたのは、これ人の方から言われてしまつたんですけれども、意図的にメルトダウンさせてしまつた方がいい

松田公太君 その廃炉に行くまでのプロセスと私が専門の方々からお聞きしたのは、これ人の方から言われてしまつたんですけれども、意図的にメルトダウンさせてしまつた方がいい

ね。これは正直言つて、チエルノブイル、これが起つたとき私ちょうど十七歳か十八歳ぐらいだつたと思うんですけれども、やはり大人になるまでチエルノブイルの商品、製品、若しくはロシア、当時ソ連でしたけれども、の製品はちょっと怖くて買えないなというイメージが、これは正直申し上げますが残つてしまつたんですよ、ずっと。ですから、これは本当に、短期的な問題だけじゃなくてすごく長期にわたつた問題になつてしまふんじやないかなというふうに思つています。

先ほども大臣からお話をありましたように、四国の中冶で作られたタオルがイタリアで受け取つてもらえなかつた、輸入拒否されてしまつたという問題であつたり、若しくは中国の大連で全日空の貨物が降ろせなかつたというような、様々なそのようなまだ問題が起つております。非常に私は危惧しているんですね。そのような心理的状況が広がつて世界中に蔓延してしまつています。

この放射能に汚染されているかもしれない日本製品という悪い、あしきイメージを払拭するためにはどのような対策を、もう今から手を打つとい

うなことをお考えでいらっしゃるかというのを是非お聞かせいただければと思います。

○國務大臣(海江田万里君) 農産品につきましては、これは県がどこの産品だということを説明を出しております。それから、海産物につきましては、これは国の、水産庁でございますが、これが安全証明を出しているということでございまして、問題は工業製品でございます。

工業製品の中には、まさにその風評被害の部分と、それからこれは私も実際にそういうお話を聞くましめたけれども、福島県の工場などでは工場に部品などを積んでいて、そしてそこがやっぱり大気中の線量が出てきて、実際にその部品が、もちろんこれは低濃度でありますけれども汚染をされていて、そして検査をすると僅かではありますけれど線量が出るものもあるということであります

で、そういうものを、全く線量のないものというのもと、それから若干線量がある、だけど、線量があるけれども、それはこれまでだよということを、これをやはり一つ一つの製品について明らかにしなければいけないんじゃないだろうかというふうに思います。

ただ、これは大変手間、手間といいますか、やつぱり時間とそれから費用の掛かることであります。やはりまずどこかの時点で、一つ一つをやるというわけにはいきませんが、そういう一つの安全のシステムというものを作り上げなければいけない。今実際にやつておりますのは、ジエトロが一つ窓口になつてジエトロが相談をする

と、あるいは商工会議所が相談をする。相談を受けたら、それは全国にいろんな放射能関係の検査をする研究機関がありますから、そこを御紹介をしてそこに検査をしてもらう、あるいはそこにい

ろんな証明書を発行してもらうと、こういうことがありますので、特に工業製品については経産省が責任を負わなきゃいけないわけですから、今のままのシステムでいいのか、もう少し厳格なというの仕方はどういうものがあるのかということを検討をさせます、これは。

○松田公太君 ちょっとと時間になりましたので、日本の方は、政治休戦をして全面的に政府を支援し、この問題を解決し、そして被災者救援を含めて体制をつくり直してもらいたい、日本、国づくりをしてもらいたいと、こういうことで進んでおります。

○國務大臣(海江田万里君) その話は承つておきました。

○松田公太君 どうもありがとうございました。

以上です。

○荒井広幸君 大臣始め皆様、御苦労さまです。

野党は、政治休戦をして全面的に政府を支援

し、この問題を解決し、そして被災者救援を含め

て体制をつくり直してもらいたい、日本、国づく

りをしてもらいたいと、こういうことで進んでお

ります。

そこで、大臣、お聞きいただきたいんですけど、

まず保安院長にお尋ねいたします。

四月六日、日本時間では四月七日になりますけ

れども、IAEAの会合で、原発からの低濃度の

汚染水を流しました、これについての説明を自ら

日本がされましたでしようかどうか、お尋ねいた

します。

○政府参考人(寺坂信昭君) 四月六日に行われま

したIAEAの会合でござりますけれども、これ

は元々、原子力安全条約の検討会合ということで

三年に一度、各国の安全への取組についてレ

ビューやする会合でございます。四月六日はその

会合でございまして、したがいまして、今回の福

島第一の件ではなくて通常のレビュー会合として

の会合が持たれたということでございまして、そ

の場におきましては、こちらから、日本側から海

への放出に関しまして説明はしてございません。

ただ、その二日前にこの条約検討会合のサイド

イベントといたしましてIAEAと日本とで福島

第一の事故に関する説明の場がございました。

その場におきまして、それ以前にIAEAの事務局

に海中放出についての連絡は、通知はしているわ

けでござりますけれども、そのサイドイベントの

送つて、例えば三百台とか四百台だったとした

ら、それは数十億の予算でできてしまう話だと思います。

ただ、これは大変手間、手間といいますか、

やつぱり時間とそれから費用の掛かることであり

ます。やはりまずどこかの時点で、一つ一つを

やるというわけにはいきませんが、そういう一つ

の安全のシステムというものをつくり上げなけれ

ばいけない。今実際にやつておりますのは、ジエ

トロが一つ窓口になつてジエトロが相談をする

と、あるいは商工会議所が相談をする。相談を受

けたら、それは全国にいろんな放射能関係の検知

をする研究機関がありますから、そこを御紹介を

してそこに検査をしてもらう、あるいはそこにい

るような証明書を発行してもらうと、こういうこと

をやっておりますが、若干ばらばらのところがあ

りますので、特に工業製品については経産省が責

任を負わなきゃいけないわけですから、今のまま

のシステムでいいのか、もう少し厳格なという

か、あるいは世界に対して発信力の強いこの証明

の仕方はどういうものがあるのかということを検

討をさせます、これは。

○松田公太君 ちょっとと時間になりましたので、

最後に私もその件について一つ提案だけさせてい

ただいて、終わらせていただきたいなと思います。

が。

今、放射能測定器というものが各自治体にも配

られていますよね。使いたい人は使ってください

ということでお出されていると思うんですが、是非

その放射能測定器を、これ日本が無償で世界各国

に提供するというのはいかがかなというふうに思

うんですね。それを出すことによって、先ほどの

記者会見と一緒にですが、我々は安全だ、大丈夫だ

と幾ら発信しても、それを信じただけなけれ

ば意味がないんですよ。

ですから、どんな、例えばシールを張つてこれ

で、事前に。

そういうことを私なげ申し上げるかというと、日本は危機管理に弱い。それどころじゃない、事実あることを自ら積極的にいわゆる説明責任として開示する姿勢がないということころが日本総崩れというふうに見られる原因になつているということを私危惧するんです。

今年のサミットは、大臣、五月ですよ、六月じゃない。どういう顔をして日本はサミットに出ますか。全て都合悪いのは隠すというような姿勢ではありませんか。説明責任を全く果たしてない。

国内から、国外からノーノーを突き付けられている今の政権なんです。私はやっぱり下野をして、そして野党に政権を渡して、今の与党も含めて入り直して、そして危機内閣をつくるぐらいいことをやつて、ある時期に解散をする、そういうことまでやらないとサミットに私行けないと思いますよ。これは私は、大変懇意ですが、大臣、申し上げます。国際社会から大変な、説明責任を果たしていない、これに対して厳しい声があるということを申し上げたいと思います。

次に、先ほど来からも増子議員からもありました。大臣、ちょっと私、残念ですよ。必要あらば原賠法以外の立法も考える。みんなもう生殺しですよ、このままでは、大臣。

そこで、そういったことを申し上げるときに、具体例を言わなければ大臣もこれは乗れないなどいうことなんだとすれば、先生方に資料をお配りいたしましたけれども、これに輪を掛けて三ページプラスして解説資料を実は昨日お届けしてあります。どういうことか。

中小企業支援向けガイドブックというのもあります。これはほとんどの場合が融資とかお金、免債する、今までの借金を少し長引きせる、それから返済を少し猶予して先に延ばす、こういったことが専らなんですよ。

ところが、皆さん、この図を御覧いただくとお分かりいただけると思うんですけれども、放射線によつて、放射能物質によつて二十キロ圏皆被害によつて、

さん入れませんね。入れないから、元請会社が仕事を出さなくとも、従業員はもう避難所にばらばらです。機械はあつても動かせない。本人も入れませんよ。そこに融資するといつたって、どうやって融資して仕事するんですか。

そこで提案をするのは、国が買い取るんです。国が買い取りまして仮払いをするんです。五〇%、工場や機械のものを全部積算します、銀行に。これ、すぐできます。なぜならば、福島市、仙台市、盛岡市にメインバンク含めてほとんどが残っているからです。そういうところに仮払いのための資産査定をさせる。そして、五〇%，これを早急に今払うんです。今払うんです。スピードが必要なんです。そうすれば、元請会社からの受注が取れるんですよ。

今度、経産省がやられるプレハブの工場も、ああ、これは有益だといって借りる人もいるでしょう。駄目なんです。機械そのもの、そして避難している従業員をみんな呼び戻して、そこで、細々ですが、もう一回新再生操業を始めさせるという支援をしなきゃいけないんです。大胆ですけれども、これぐらいのことをやらなかつたら、東北にまた出稼ぎに行けと言つますか、大臣。

そういうことを、どうぞ大臣、私はお願いしたいわけですが、私が申し上げているのは、国が買取りをしまして、資産を、それを仮払いを五〇%だけすぐしちゃう。そして、この三十キロ圏の外に新天地を求めるまして、そこで従業員みんないる方々に対してもつて入つていただいて、そこで今すぐ操業する。こうする提案についての大臣の御見解をお尋ねいたします。

○國務大臣(海江田万里君) この案について今すくここでどうということは言えませんが、本当にいろいろな考え方が出でております。

実は、今日、役所の側に、こういうことを調べてくれ、検討してくれということを言いました。これ、中山政務官とも相談をしましたけれども、やはりいざこれは損害賠償金がしつかりと支払われて、そのお金がまさに損害に対して充当され

るわけですから、そういうお金を担保に金融機関からお金を取り戻さないだろうかとか、こういうこともまた後で伺わせていただきますが、幾つかそういうものについて今検討をしているところであります。

それから、もちろん仮払い、これは一日も早くしなければいけませんから、これはもう準備が今進めているところでありますので、まずそういう仮払いのお金でありますとか、そういうものの早くやらなければいけないというふうに思つております。

○荒井広幸君 大臣、これは、委員の方も勘違ひしていますが、融資じゃないんです。自分の資産は、国策で進めた原発、この人災によってその資産がもう何年も使えなくなるおそれがあるわけです。そのものに對しての資産評価をする。これは農業も同じですよ。商店も同じですよ。場合によつては、これ全部津波のところも一緒なんですね。そういうところに對して、国がその資産を買上げるんです。買上げることによつて、じやどうなるんだということを言う方いるでしょ。しかし、これは早くつないであげれば操業できない、仕事が戻つてくれれば税金で少しづつお返しができるんです、当たり前ですけれども、税金で返すわけですよ、それは。

こういう発想を法令主義にのつとらないでやらなければ、非常事態のときに、みんなが仕事を失つて、その後お金をもらって融資されたって、仕事もできなければ融資金なんて返せませんよ。どうしてこれが政府は分からぬんですか、大臣。

○國務大臣(海江田万里君) まさにそういつたことをやつぱり国会で議論をいたしました、これが特別立法ということになろうかと思いますが、これはやはり当然……(発言する者あり)いが、これはやはり負担になることですからね、これは、国民の負担になることですからね、これは、はつきり申し上げまして。そのためには、どういふじやスキームを作るのが、そのお金をどこに持つてくるかということもやっぱり決めなければいけないわけですから、今ここで、はい、分かりました、じゃそのようにいたしますというわけにはいきません、これは、議論をやるのは、大いに議論やりましょう、それは、

○荒井広幸君 これは、委員長も、そして与野党の両筆頭もいらっしゃいますけれども、こういう話聞いていたら、助かるところもみんな死んでいますよ。これはやつぱり両筆頭、委員長では非議員立法を含めていろんな検討をしなきゃなりませんが、国ができるんですよ、こんなことは国が簡単にできる。その根拠を簡単に言いましょう。

○荒井広幸君 大臣、これは、委員長も、そして与野党の両筆頭もいらつしやいますけれども、こういう話聞いていたら、助かるところもみんな死んでいますよ。これはやつぱり両筆頭、委員長では非議員立法を含めていろんな検討をしなきゃなりませんが、国ができるんですよ、こんなことは国が簡単にできる。その根拠を簡単に言いましょう。

○國務大臣(海江田万里君) これは、東電側がやつぱりその意思がなければ駄目ですから、東電にやつぱりそのことを、厳密に言いますと、指示、早くやってくださいとかそういうことは言えます。そういう話でござります。

○荒井広幸君 それは、原賠法を念頭に置いたり、東電が經營が何とかなればそこで払えという視点なんですけど、そんなことを待つていられないと、こういう話でござります。

○國務大臣(海江田万里君) それは、原賠法を念頭に置いたり、東電が經營が何とかなればそこで払えという視点なんですけど、そんなことを待つていられないと、こういう話でござります。

○荒井広幸君 それは、原賠法を念頭に置いたり、東電が經營が何とかなればそこで払えという視点なんですけど、そんなことを待つていられないと、こういう話でござります。

○國務大臣(海江田万里君) まさにそういつたことをやつぱり国会で議論をいたしました、これが特別立法ということになろうかと思いますが、これはやはり負担になることですからね、国民の負担になることですからね、これは、はつきり申し上げまして。そのためには、どういふじやスキームを作るのが、そのお金をどこに持つてくるかということもやっぱり決めなければいけないわけがない。官邸の根底にあるやり方でできないわけがない。官邸

一項の規定による請求に基づく特許権の移転の登録があつたとき、又はに改める。

第三十条第一項を削り、同条第二項中「一に」を「いすれかに」に、「発明も」を「発明は」に、「前項と同様とする」を「同条第一項各号のいすれかに該当するに至らなかつたもののみなす」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「が政府若しくは地方公共団体（以下「政府等」という。）が開設する博覧会若しくは政府等以外の者が開設する博覧会であつて特許庁長官が指定するものに、パリ条約の同盟国若しくは世界貿易機関の加盟国のいすれにも該当しない国の領域内でその政府等若しくはその許可を受けた者が開設する国際的な博覧会に起因して、「一に」を「いすれかに」に改め、「至つた発明」の下に「（発明、実用新案、意匠又は商標に関する公報に掲載されたことにより同項各号のいすれかに該当するに至つたものを除く。）」を加え、「第一項と」を「前項と」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「第一項又は」を削り、「一に」を「いすれかに」に改め、同項を同条第三項とする。

第三十四条第七項中「第三十九条第七項及び第八項」を第三十九条第六項及び第七項に改め、同条第七項中「第三十九条第七項及び第八項」を第三十九条第六項及び第七項に改め、同条第七項中「次条第六項本文」を第三十四条の二第七項中「次条第六項本文」を「次条第七項本文」に改める。

第三十四条の三第二項中「当該仮通常実施権を許諾した者と当該特許権者が異なる場合にあつては、登録した仮通常実施権を有する者に限る。」を削り、同条第三項中「当該仮通常実施権を許諾した者と当該専用実施権者が異なる場合にあつては、登録した仮通常実施権を有する者に限る。」を削り、同条第九項を同条第十二項とし、同条第八項中「第六項本文」を「第六項本文」に改める。

七項本文に改め、同項を同条第十一項とし、同条第七項を同条第十項とし、同条第六項中

（以下この項において「もとの特許出願に係る仮通常実施権」という。）及び「当該仮通常実施権を許諾した者と当該もとの特許出願に係る仮通常実施権を有する者が異なる場合にあつては、登録した仮通常実施権を有する者に限る。」を削り、同項を同条第七項とし、同項の次に次の二項を加える。

8 実用新案法第四条の二第一項の規定による仮通常実施権に係る実用新案登録出願について、第四十六条第一項の規定による出願の変更があつたときは、当該仮通常実施権を有する者に対し、当該出願の変更に係る特許出願に係る特許を受ける権利に基づいて取得すべし。

9 意匠法昭和三十四年法律第二百二十五号）第五

五条の二第一項の規定による仮通常実施権に係る意匠登録出願について、第四十六条第二項の規定による出願の変更があつたときは、この限りでない。

第三十四条の五に見出しとして「（仮通常実施権の対抗力）」を付し、同条第一項中「その登録をしたときは、」を「その許諾後に」に改め、「その後に」を削り、「生ずる」を「有する」に改め、同条第二項を削る。

第三十六条の二第四項中「前条第二項の規定により願書に添付して提出した要約書」を「同条第二項の規定により願書に添付して提出した要約書」に改め、同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 前項の規定により取り下げられたものとみなされた特許出願の出願人は、第二項に規定する期間内に当該翻訳文を提出することができなかつたことについて正当な理由があるときは、その理由がなくなつた日から二月以内に同項に規定する期間の経過後一年以内に限り、同項に規定する外國語書面及び外國語要約書面の翻訳文を特許庁長官に提出することができる。

（特許権の移転の特例）

第七十四条 特許が第二百二十三条第一項第二号に規定する要件に該当するとき（その特許が第三十八条の規定に違反してされたときに限る。）又は同項第六号に規定する要件に該当するときは、当該特許の移転を請求することができる。

第六十七条の三第一項中「一に」を「いすれかに」に改め、同項第二号中「登録した」を削る。

第七十四条及び第七十五条を次のように改め。

第六十五条第六項中「第二百五条の二まで」を「第二百五条、第二百五条の二まで」に改め。

第六十六条の二第二項ただし書中「第三十条第四項」を「第三十条第三項」に改める。

第四十四条第二項ただし書及び第四項並びに第四十六条の二第二項ただし書中「第三十条第四項」を「第二百三十四条の二第二項」に改め、「昭和三十四年法律第二百二十五号」を削る。

第四十九条第七号中「発明者でない場合において、」を削り、「承継して」を「有して」に改め。

に係る第四十一条第一項の先の出願の願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲若しくは実用新案登録請求の範囲又は図面（当該先の出願が第三十六条の二第二項の外國語書面出願である場合には、同条第一項の外國語書面）に記載された発明に基づいて第四十一条第一項の規定による優先権の主張があつたときは、当該仮通常実施権を有する者に対し、当該優先権の主張を伴う特許出願に係る特許を受ける権利に基づいて取得すべき特許について、当該仮通常実施権の設定行為で定めた範囲内において、仮通常実施権が許諾されたものとみなす。ただし、当該設定行為に別段の定めがあるときは、この限りでない。

第三十四条の二第二項ただし書中「第三十条第四項」を「第三十条第三項」に改める。

第四十六条の二第二項ただし書中「第三十条第四項」を「第三十条第三項」に改める。

第四十九条第七号中「発明者でない場合において、」を削り、「承継して」を「有して」に改め。

第三十四条の二第二項ただし書中「第三十条第四項」を「第三十条第三項」に改める。

第四十六条の二第二項ただし書中「第三十条第四項」を「第三十条第三項」に改める。

第四十六条の二第二項ただし書中「第三十条第四項」を「第三十条第三項」に改める。

第四十六条の二第二項ただし書中「第三十条第四項」を「第三十条第三項」に改める。

第三十九条中第六項を削り、第七項を第六項とし、第八項を第七項とする。

第四十一条第一項ただし書中「又は登録した

仮通常実施権」を削り、「これらの者の」を「そ

の」に改め、同条第二項中「第三十条第一項から

第三項まで」を「第三十条第一項及び第二項」に、「及び第二百二十六条第五項」を「並びに第二百二十六条第七項」に、「第二百三十四条の二第五

項」を「第二百三十四条の二第二項」に改め、「昭

和三十四年法律第二百二十五号」を削る。

第四十四条第二項ただし書及び第四項並びに

第二百三十四条の二第二項ただし書中「第三十条第四項」を「第三十条第三項」に改める。

第四十六条の二第二項ただし書中「第三十条第四項」を「第三十条第三項」に改める。

する。

3 共有に係る特許権について第一項の規定による請求に基づきその持分を移転する場合に

第七十五条 削除

第七十九条の次に次の二条を加える。

第七十九条の二 第七十四条第一項の規定による

第十九条の二 第十七条第一項の規定による請求に基づく特許権の移転の登録の際現に

その特許権、その特許権についての専用実施

権又はその特許権若しくは専用実施権につい

ての通常実施権を有していいた者であつて、その特許権の多云の登録前二年、特許が第百二十

の特許権の移転の登録前に 特許が第百二十九条第一項第二号に規定する要件に該当する

こと(その特許が第三十八条の規定に違反し

てされたときに限る。) 又は同項第六号に規定

する要件に該当することを知らないで、日本

国内において当該発明の実施である事業をしてい

の実施又は準備をしている発明及び

事業の目的の範囲内において、その特許権に

ついて通常実施権を有する。

当該特許権者は、前項の規定により通常審査権を有する者がう相手の付添を受けた権利

旅館を有する者が、相当の支拂を受けたる旅館を有する。

第八十条第一項第三号中「第九十九条第一項

の効力を有する」を削る。

第八十二条第一項中「意匠法第二十八条第三項」

の効力を有する二を削る。

第八十四条の次に次の二条を加える。

(通常実施権者の意見の陳述)

第八十四条の二 第八十三条第二項の裁定の請

求があつたときは、その特許に関し通常実施権を有する者は、前条に規定する期間内に限り、その裁定の請求について意見を述べることができる。

でできる。

2 前項の規定による請求に基づく実用新案権の移転の登録があつたときは、その実用新案権は、初めから当該登録を受けた者に帰属していたものとみなす。

3 共有に係る実用新案権について第一項の規定による請求に基づきその持分を移転する場合においては、第二十六条において準用する特許法第七十三条第一項の規定は、適用しない。

第十九条第三項中「登録の効果」を「通常実施権の対抗力」に改める。

第二十条第一項中「同項各号」を「同条第一項各号」に改め、同項第三号中「特許法第九十九条第一項の効力を有する」を削る。

第二十二条第七項及び第二十三条第三項中「第八十四条」の下に「第八十四条の二」を加える。

第二十五条第四項を削る。

第二十六条中「による通常実施権」の下に「、第七十九条の二（特許権の移転の登録前の実施による通常実施権）」を加える。

第二十九条の三第一項ただし書中「第七項」を「第六項」に改める。

第三十条中「制限」の下に「、主張の制限」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、同法第四百四条の四中

「次に掲げる審決が確定した」とあるのは「第一号に掲げる審決が確定した又は第三号に掲げる訂正があつた」と、「当該審決が確定した」とあるのは「当該審決が確定した又は訂正があつた」と、同条第三号中「訂正をすべき旨の審決」とあるのは「実用新案法第十四条の二第一項又は第七項の訂正」と読み替えるものとする。

第四十五条第一項中「第三十八条の二第一項本文」を「同法第三十八条の二第一項本文」に、「第三十九条第一項」を「同法第三十九条第一項」に、「第一百六十八条」を「から第一百六十八条まで」に、「同法第四十条」を「、第一百六十七条の二、同法第四十条」に改める。

第四十七条第二項を次のように改める。

2 特許法第七十八条第二項から第六項まで（出訴期間等）及び第一百七十九条から第一百八十二条の二まで（被告適格、出訴の通知等、審決取消訴訟における特許庁長官の意見、審決又は決定の取消し、裁判の正本等の送付及び合議体の構成）の規定は、前項の訴えに準用

を「」ことについて正当な理由があるときは、そ

の理由がなくなつた日から二月以内でその期間の経過後一年」に改める。

第三十七条第一項第二号中「第七項」を「第六項」に改め、「とき」の下に「（その実用新案登録が第十一条第一項において準用する同法第三十一条の規定に違反してされた場合にあつては、第

八条の規定により取り下げられたものとみ

き、その実用新案登録に係る実用新案権の移転の登録があつたときを除く。）」を加え、同項第

五号中「考案者でない者であつて」を削り、「承継しないもの」を「有しない者」に改め、「とき」の下に「（第十七条の二第一項の規定による請求に基づき、その実用新案登録に係る実用新案権の移転の登録があつたときを除く。）」を加え、同条第二項ただし書中「利害関係人」を「当該実用新案登録に係る考案について実用新案登録を受ける権利を有する者」に改める。

第四十一条中「第一百五十六条」を「第一百五十六

条第一項、第三項及び第四項に改め、「第一百六十七条」の下に「、第一百六十七條の二」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、同法第一百五十六条第一項中「特許無効審判以外の審判においては、事件が」とあるのは、「事件が」と読み替えるものとする。

第四十五条第一項中「第三十八条の二第一項本文」を「同法第三十八条の二第一項本文」に、「第三十九条第一項」を「同法第三十九条第一項」に、「第一百六十八条」を「から第一百六十八条まで」に、「同法第四十条」を「、第一百六十七条の二、同法第四十条」に改める。

第四十八条の十一中「あつては同項」の下に「又は同条第四項」を加える。

第四十八条の十二中「とあるのは」を「とあるのは」に、「同条第四項」を「同条第六項」に改める。

第四十八条の十四項中「第四十八条の四第四項」を「第四十八条の四第六項」に、「第一百八十四条の四第四項」を「第一百八十四条の四第六項」に改める。

第四十八条の十六項中「第四十八条の四第六項」を「第四十八条の四第六項」に改める。

第四十八条の十一中「あつては同項」の下に「又は同条第四項」を加える。

第四十八条の十二中「とあるのは」を「とあるのは」に、「同条第四項」を「同条第六項」に改める。

第四十八条の十三中「第四十八条の四第四項」を「第四十八条の四第六項」に改める。

第四十九条第一項第二号中「又は通常実施権」を削り、同項第三号中「専用実施権又は通常実施権」を「又は専用実施権」に改める。

第五十条第一項中「又は第十四条の二第一項の訂正」を「、第十四条の二第一項の訂正又は第

二項」であるのは「第一項又は前条第四項の規定による仮通常実施権に係る特許出願につい

て、意匠法第十三条第一項」と読み替えるものとする。

第九条第四項を削り、同条第五項を同条第四

する。

第四十八条の四第一項中「限る」の下に「、以下この条において同じ」を加え、同条第三項中の「次項」を「以下この条」に改め、「範囲の翻訳文」の下に「（発明、明細書等翻訳文」という。」を加え、同条中第五項を第七項とし、第四項を第六

項とし、第三項の次に次の二項を加える。
4 前項の規定により取り下げられたものとみなされた国際実用新案登録出願の出願人は、国内書面提出期間内に当該明細書等翻訳文を提出することができなかつたことについて正当な理由があるときは、その理由がなくなつた日から二月以内で国内書面提出期間の経過後一年以内に限り、明細書等翻訳文並びに第一項に規定する図面及び要約の翻訳文を特許庁長官に提出することができる。

5 前項の規定により提出された翻訳文は、国内書面提出期間が満了する時に特許庁長官に提出されたものとみなす。

内書面提出期間が満了する時に特許庁長官に提出されたものとみなす。

第五十五条第一項後段を削る。

（意匠法の一部改正）

第三条 意匠法（昭和三十四年法律第二百二十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「至つた意匠」の下に「（発明、明細書等翻訳文」という。」を加え、同条中第五項を第七項とし、第四項を第六

項とし、第三項の次に次の二項を加える。
5 前項の規定により同条第一項第一号又は第二号に該当するに至つたものを除く。）を加える。

第五条の次に次の一条を加える。

（仮通常実施権）

第五条の二 意匠登録を受ける権利を有する者は、その意匠登録を受ける権利に基いて取

得すべき意匠権について、その意匠登録出願の願書の記載及び願書に添付した図面、写

真、ひな形又は見本に現された意匠又はこれに類似する意匠の範囲内において、他人に仮

通常実施権を許諾することができる。

第五条の規定による仮通常実施権に係る意匠登録出願について意匠権の設定の登録があつたときは、当該仮通常実施権を有する者に対し、その意匠権について、当該仮通常実施権の設定行為で定めた範囲内において、通常実

施権が許諾されたものとみなす。

附則第三条第一項中「第十八条第四項」を「第十八条第五項」に改め、同項第四号中「承認事業者が」を「大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律第四条第一項の承認を受けた者(同法第五条第一項の変更の承認を受けた者を含む。以下この号において「承認事業者」という。)がに改める。(中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律の一部改正)

第九条 中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律(平成十八年法律第三十三号)の一六項及び第七項並びに第三十四条の五の規定を次のように改正する。

第九条第一項中「限る。」の下に「又は当該特許発明を実施するために認定計画に従つて承継した特許権若しくは特許を受ける権利に係る特許発明」を加え、「第六年」を「第十年」に改め、「次に掲げる者であつて」を削り、同項各号を削除する。

(附 則)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(特許法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の特許法(以下「新特許法」という。)第三十条の規定は、次項に規定する場合を除き、この法律の施行の日以後に特許出願に係る発明について適用し、この法律の施行の日前にした特許出願に係る発明については、なお従前の例による。

2 この法律の施行の日以後に特許出願が新特許法第四十一条第一項の規定による優先権の主張を伴う場合であつて、当該優先権の主張の基礎とされた同項に規定する先の出願がこの法律の施行の日前にされたものであるときは、当該特許出願に係る発明のうち、当該先の出願に係る発明については、新特許法第三十条の規定

にかかわらず、なお従前の例による。

3 新特許法第三十四条の三第二項、第三項、第四項及び第七項並びに第三十四条の五の規定は、この法律の施行の際現に存する仮通常実施権にも適用する。

4 新特許法第三十四条の三第五項の規定は、この法律の施行の日前に新特許法第四十一条第一項の規定による優先権の主張があつた場合については、適用しない。

5 この法律の施行の日前に仮通常実施権の移転、変更、消滅又は処分の制限に係る第一項の規定による改正前の特許法(以下「旧特許法」といいう。)第三十四条の五第二項の登録がされた場合における当該登録の第三者に対する効力については、なお従前の例による。

6 新特許法第三十六条の一第四項及び第五項の規定は、この法律の施行の日前に旧特許法第三十六条の二第三項の規定により取り下げられたものとみなされた特許出願には、適用しない。

7 この法律の施行の際現に特許庁に係属している特許出願について登録した仮通常実施権を有する者がいる場合には、当該特許出願を基礎とする新しくは取下げ又は当該特許出願を基礎とする新特許法第四十一条第一項の規定による優先権の主張に係る承諾については、新特許法第三十八条の二又は第四十一条第一項ただし書の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

8 新特許法第三十九条の規定は、この法律の施行の日以後に特許出願又は実用新案登録出願について適用し、この法律の施行の日前にした特許出願又は実用新案登録出願について登録した者は、なお従前の例による。

9 新特許法第四十九条、第七十四条、第一百四条の三第三項並びに第一百二十三条第一項第六号及び第二項の規定は、この法律の施行の日以後に特許出願について適用し、この法律の施行の日前に提起された再審の訴え、当該訴訟を本案とする仮差押命令事件の債権者に対する損害賠償の請求を目的とする訴え並びに当該訴訟を本案とする仮差押命令事件の債権者に対する損害賠償及び不当利得返還の請求を目的とする訴えを含む。以下同じ。)における同条第一号又は第三号に掲げる審決が確定したこととの主張(裁判所法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第百二十号)第四条の規定による改正後

以後にする特許権の存続期間の延長登録の出願について適用し、この法律の施行の日前にした特許権の存続期間の延長登録の出願については、なお従前の例による。

10 新特許法第八十二条第一項及び第九十九条の規定は、この法律の施行の際現に存する通常実施権にも適用する。

11 新特許法第八十条第一項及び第九十九条の規定は、この法律の施行の際現に存する通常実施権にも適用する。

12 新特許法第八十二条第一項の規定は、この法律の施行の際現に存する意匠権又はその専用実施権についての通常実施権にも適用する。

13 この法律の施行の日前に通常実施権の移転、変更、消滅若しくは処分の制限又は通常実施権を目的とする質権の設定、移転、変更、消滅若しくは処分の制限に係る旧特許法第九十九条第三項の登録(第七条の規定による改正前の産業活動の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法(以下「旧産活法」という。)第五十八条第二項の規定により旧特許法第九十九条第三項の登録があつたものとみなされた場合における当該登録を含む。)がされた場合における当該登録の第三者に対する効力については、なお従前の例による。

14 この法律の施行の日前に、訴訟の完結した事件、第二審である高等裁判所又は地方裁判所における口頭弁論が終結した事件及び簡易裁判所の判決又は地方裁判所が第一審としてした判決に対し上告をする権利を留保して控訴をしない旨の合意をした事件については、新特許法第一百四条の三第一項の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

15 新特許法第一百四条の四の規定は、この法律の施行の日以後に提起された再審の訴え、当該訴訟を本案とする仮差押命令事件の債権者に対する損害賠償の請求を目的とする訴え並びに当該訴訟を本案とする仮差押命令事件の債権者に対する損害賠償及び不当利得返還の請求を目的とする訴えを含む。以下同じ。)における同条第一号又は第三号に掲げる審決が確定したこととの主張(裁判所法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第百二十号)第四条の規定による改正後

の特許法(以下「平成十六年改正特許法」という。)第百四条の三第一項の規定が適用される訴訟事件に係る再審の訴えにおけるものに限る。)

16 又は同日前に納付すべきであった特許料の減免又は猶予については、新特許法第一百九条の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

17 新特許法第一百十二条の二第一項の規定は、この法律の施行の日以後に新特許法第一百十二条第四項から第六項までの規定により消滅したもの又は初めから存在しなかつたものとみなされた特許権については、な

お従前の例による。

18 この法律の施行の日前に請求された審判又は再審については、その審決が確定するまでは、なお従前の例による。

19 この法律の施行の日前に請求された特許無効審判であつて、その審決が確定していないものに係る特許についての訂正審判については、その審決が確定するまでは、なお従前の例によ

る。

20 この法律の施行の日前に請求された審判の確定によりなお従前の例により請求される訂正審判の確定審決に対する再審については、なお従前の例による。

21 この法律の施行の日前にした旧特許法第一百二十三条第一項又は第百三十四条の二第一項の訂正(この法律の施行の日以後に第十八条項又は第十九項の規定によりなお従前の例によるこ

ととされるものを含む。)に係る特許の無効(旧特許法第一百二十三条第一項第八号に係るものに

許法第百八十六条第一項本文の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

(意匠法の一部改正に伴う経過措置)

第四条 第三条の規定による改正後の意匠法(以下「新意匠法」という。)第四条第二項、第九条、第十七条及び第二十六条の二、新意匠法第四十条において準用する新特許法第百四条の三第三項並びに新意匠法第四十八条第一項第三号及び第二項の規定は、この法律の施行の日以後に意匠登録出願について適用し、この法律の施行の日前にした意匠登録出願については、なお従前の例による。

2 この法律の施行の際現に特許庁に係属する特許出願について登録した仮通常実施権を有する者がある場合には、当該特許出願に基づく新意匠法第十三条第一項の規定による出願の変更に係る承諾については、同条第五項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 新意匠法第二十八条第三項において準用する新特許法第九十九条及び新意匠法第三十条第一項の規定は、この法律の施行の日以後に意匠登録出願に係る特許出願について登録した仮通常実施権を有する者がある場合には、当該特許出願に基づく新意匠法第十三条第一項の規定による出願の変更に係る承諾については、同条第五項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 この法律の施行の日前に通常実施権の移転、変更、消滅若しくは処分の制限又は通常実施権を目的とする質権の設定、移転、変更、消滅若しくは処分の制限に係る第三条の規定による改正前の意匠法(以下「旧意匠法」という。)第二十一条第三項又は第二十五条第四項において準用する旧特許法第九十九条第三項の登録がされた場合における当該登録の第三者に対する効力については、なお従前の例による。

5 新意匠法第三十二条第一項(同条第二項において準用する法律の施行の際現に存する意匠権又はその専用実施権についての通常実施権にも適用する法律(平成十六年法律第百二十号)第六条の規定による改正後の意匠法第四十一条において準用する新特許法第百四条の四の規定は、この法律の施行の日以後に提起された再審の訴え(裁判所法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第百二十号)第六条の規定による改正後の意匠法第四十一条において準用する平成十六年改正特許法第百四条

条の三第一項の規定が適用される訴訟事件に係るものに限る。)における主張について適用するものに限る。)における主張について適用するものに限る。)

る。

7 この法律の施行の日前に既に納付した登録料又は同日前に納付すべきであつた登録料について、新意匠法第四十二条第一項の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

8 新意匠法第四十四条の二第一項の規定は、この法律の施行の日以後に新意匠法第四十四条第四項の規定により消滅したものとみなされた意匠権について適用し、この法律の施行の日前に旧意匠法第四十四条第四項の規定により消滅したものとみなされた意匠権について適用するものに限る。)における主張について適用するものに限る。)

前との例による。

9 新意匠法第五十二条において準用する新特許法第一百六十七条の規定は、この法律の施行の日以後に確定審決の登録があつた審判と同一の事実及び同一の証拠に基づく審判については、なお従前の例による。

10 新商標法第五十六条第一項及び附則第七十七条第一項において準用する新特許法第一百六十七条の規定は、この法律の施行の日以後に新商標法第四十六条第一項(新商標法第六十八条第四項において準用する場合を含む。)、新商標法附則第十一条第一項、第五十一条第一項、第五十二条の二第二項若しくは第五十三条第一項、新商標法第五十三条の二(新商標法第六十八条第四項において準用する場合を含む。)又は新商標法附則第十四条第一項新商標法附則第二十三条において準用する場合を含む。)の審判の確定審決の登録があつた審判と同一の事実及び同一の証拠に基づく審判について適用し、この法律の施行の日前に確定審決の登録があつた審判と同一の証拠に基づく審判について適用するものに限る。)

11 新商標法第二十一条第一項の規定は、この法律の施行の日以後に新商標法第二十条第四項の規定により消滅したものとみなされた商標権について適用し、この法律の施行の日前に第四条の規定による改正前の商標法(以下「旧商標法」という。)第二十条第四項及び同条第二項に規定する手数料がこの法律の施行の日以後に納付された国際出願については、なお従前の例による。

12 新商標法第六十五条の三第三項の規定は、この法律の施行の日以後に同条第二項に規定する出願の期間を経過する更新登録の出願について適用し、この法律の施行の日前に旧商標法第六十五条の三第二項に規定する出願の期間を経過している更新登録の出願については、なお従前の例による。

13 新商標法第三十三条の三第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)の規定は、この法律の施行の際現に存する特許権又はその専用実施権についての通常実施権にも適用する。

14 新商標法第三十八条の二(新商標法第六十八条第三項において準用する場合を含む。)の規定は、この法律の施行の日以後に同条第二項に規定する申請の期間を経過する書換登録の申請について適用し、この法律の施行の日前に旧商標法附則第三条第二項に規定する申請の期間を経過している書換登録の申請については、なお従前の例による。

は、この法律の施行の日以後に提起された再審の訴え(裁判所法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第百二十号)第七条の規定による改正後の商標法(以下「平成十六年改正商標法」という。)第三十九条において準用する平成十六年改正特許法第一百四条の三第一項の規定(平成十六年改正商標法第十三条の二第五項(平成十六年改正商標法第六十八条第一項において準用する場合を含む。)及び平成十六年改正商標法第六十八条第三項において準用する場合を含む。)における主張について適用する。

15 この法律の施行の日以後に新商標法附則第二十三条において準用する新商標法附則第三条第二項に規定する申請の期間を経過する防護標章登録に基づく権利の指定商品の書換登録の申請について適用し、この法律の施行の日前に旧商標法附則第二十三条において準用する旧商標法附則第三条第二項に規定する申請の期間を経過している防護標章登録に基づく権利の指定商品の書換登録の申請については、なお従前の例による。

16 この法律の施行の日以後に新商標法附則第二十三条において準用する新商標法附則第三条第二項に規定する申請の期間を経過する防護標章登録に基づく権利の指定商品の書換登録の申請について適用するものに限る。)

17 第二項及び第六項から前項までの規定によりなお従前の例によることとされる手続に係る行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

18 新商標法附則第二十三条において準用する特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律の一部改正に伴う経過措置

19 第二項(同項の表三の項に掲げる部分を除く。)の規定は、この法律の施行の日以後に新商標法附則第五条の規定による改正後の特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律(以下「新国際出願法」という。)第八条第四項及び第十八条第一項(同項の表三の項に掲げる部分を除く。)の規定は、この法律の施行の日以後に同条第二項に規定する国際出願について適用し、この法律の施行の日前にした国際出願については、なお従前の例による。

20 第二項(同項の表三の項に掲げる部分を除く。)の規定は、この法律の施行の日以後に同条第二項に規定する手数料がこの法律の施行の日以後に納付された国際予備審査の請求に係る国際出願について適用し、第五条の規定による改正前の特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律第十八条第一項に規定する手数料(同項第四号に掲げる者が納付すべき手数料に限る。)がこの法律の施行の日前に納付された国際予備審査の請求に係る国際出願については、なお従前の例による。

21 新国際出願法第十二条第三項の規定は、新国際出願法第十八条第二項(同項の表三の項に掲げる部分に限る。次項において同じ。)に規定する手数料がこの法律の施行の日以後に納付された国際予備審査の請求に係る国際出願について適用し、第五条の規定による改正前の特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律第十八条第一項に規定する手数料(同項第四号に掲げる者が納付すべき手数料に限る。)がこの法律の施行の日前に規定する申請の期間を経過している書換登録の申請については、なお従前の例による。

22 新国際出願法第十二条第三項の規定は、新国際出願法第十八条第二項(同項の表三の項に掲げる部分に限る。次項において同じ。)に規定する手数料がこの法律の施行の日以後に納付された国際予備審査の請求に係る国際出願について適用し、第五条の規定による改正前の特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律第十八条第一項に規定する手数料(同項第四号に掲げる者が納付すべき手数料に限る。)がこの法律の施行の日前に規定する申請の期間を経過している更新登録の出願については、なお従前の例による。

23 新国際出願法第十二条第三項の規定は、この法律の施行の日以後に同条第二項に規定する申請の期間を経過する書換登録の申請について適用し、この法律の施行の日前に旧商標法附則第三条第二項に規定する申請の期間を経過している書換登録の申請については、なお従前の例による。

る。

8 新商標法附則第二十三条において準用する新商標法附則第三条第三項の規定は、この法律の施行の日以後に新商標法附則第二十三条において準用する新商標法附則第三条第二項に規定する申請の期間を経過する防護標章登録に基づく権利の指定商品の書換登録の申請について適用し、この法律の施行の日前に旧商標法附則第二十三条において準用する旧商標法附則第三条第二項に規定する申請の期間を経過している防護標章登録に基づく権利の指定商品の書換登録の申請については、なお従前の例による。

9 第二項及び第六項から前項までの規定によりなお従前の例によることとされる手続に係る行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

10 第二項(同項の表三の項に掲げる部分を除く。)の規定は、この法律の施行の日以後に新商標法附則第五条の規定による改正後の特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律(以下「新国際出願法」という。)第八条第四項及び第十八条第一項(同項の表三の項に掲げる部分を除く。)の規定は、この法律の施行の日以後に同条第二項に規定する国際出願について適用し、この法律の施行の日前にした国際出願については、なお従前の例による。

11 第二項(同項の表三の項に掲げる部分を除く。)の規定は、この法律の施行の日以後に同条第二項に規定する手数料がこの法律の施行の日以後に納付された国際予備審査の請求に係る国際出願について適用し、第五条の規定による改正前の特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律第十八条第一項に規定する手数料(同項第四号に掲げる者が納付すべき手数料に限る。)がこの法律の施行の日前に規定する申請の期間を経過している書換登録の申請については、なお従前の例による。

12 新国際出願法第十八条第二項(同項の表三の項に掲げる部分に限る。次項において同じ。)に規定する手数料がこの法律の施行の日以後に納付された国際予備審査の請求に係る国際出願について適用し、第五条の規定による改正前の特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律第十八条第一項に規定する手数料(同項第四号に掲げる者が納付すべき手数料に限る。)がこの法律の施行の日前に規定する申請の期間を経過している書換登録の申請については、なお従前の例による。

13 新国際出願法第十八条第二項(同項の表三の項に掲げる部分に限る。次項において同じ。)に規定する手数料がこの法律の施行の日以後に納付された国際予備審査の請求に係る国際出願について適用し、第五条の規定による改正前の特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律第十八条第一項に規定する手数料(同項第四号に掲げる者が納付すべき手数料に限る。)がこの法律の施行の日前に規定する申請の期間を経過している更新登録の出願については、なお従前の例による。

14 新国際出願法第十八条第二項(同項の表三の項に掲げる部分に限る。次項において同じ。)に規定する手数料がこの法律の施行の日以後に納付された国際予備審査の請求に係る国際出願について適用し、第五条の規定による改正前の特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律第十八条第一項に規定する手数料(同項第四号に掲げる者が納付すべき手数料に限る。)がこの法律の施行の日前に規定する申請の期間を経過している更新登録の出願については、なお従前の例による。

15 新国際出願法第十八条第二項(同項の表三の項に掲げる部分に限る。次項において同じ。)に規定する手数料がこの法律の施行の日以後に納付された国際予備審査の請求に係る国際出願について適用し、第五条の規定による改正前の特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律第十八条第一項に規定する手数料(同項第四号に掲げる者が納付すべき手数料に限る。)がこの法律の施行の日前に規定する申請の期間を経過している更新登録の出願については、なお従前の例による。

16 新国際出願法第十八条第二項(同項の表三の項に掲げる部分に限る。次項において同じ。)に規定する手数料がこの法律の施行の日以後に納付された国際予備審査の請求に係る国際出願について適用し、第五条の規定による改正前の特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律第十八条第一項に規定する手数料(同項第四号に掲げる者が納付すべき手数料に限る。)がこの法律の施行の日前に規定する申請の期間を経過している更新登録の出願については、なお従前の例による。

第七条の二 第二項	並びに第二十九条第三項
第三十七条	並びに第三十九条第七項、第四十条の二第九項において準用する場合を含む。)
第三十七条	実用新案登録が次の各号の一に該当するときは、その実用新案登録を無効にすることについて審判を請求することができる。この場合において、二以上の請求項に係るものについては、請求項ごとに請求することができる。
一 その実用新案登録が第三条、第三条の二、第四条、第七条第一項から第三項まで若しくは第八項、第九条第一項において準用する特許法第三十八条又は第五十五条第三項において準用する特許法第二十五条の規定に違反してされたとき。	第三十七条 実用新案登録が次の各号の一に該当するときは、その実用新案登録を無効にすることについて審判を請求することができる。この場合において、二以上の請求項に係るものについては、請求項ごとに請求することができる。
二 その実用新案登録が条約に違反してされたとき。	一 その実用新案登録が第三条、第三条の二、第四条、第七条第一項から第三項まで若しくは第八項、第九条第一項において準用する特許法第三十八条又は第五十五条第三項において準用する特許法第二十五条の規定に違反してされたとき。
三 その実用新案登録が第五条第四項又は第五項(第二号を除く)及び第六項に規定する要件を満たしていない実用新案登録出願に対してされたとき。	二 その実用新案登録が条約に違反してされたとき。
四 その実用新案登録が考案者でない者であつてその考案について実用新案登録を受ける権利を承継しないものの実用新案登録出願に対してされたとき。	三 その実用新案登録の願書に添付した明細書又は図面の訂正が第三十九条第一項ただし書若しくは第五項から第七項まで第四十条の二第九項において準用する場合を含む。)又は第四十条の二第一項ただし書の規定に違反してされたとき。
五 実用新案登録がされた後において、その実用新案権者が第五十五条第三項において準用する特許法第二十五条の規定により実用新案権を享有することができない者になつたとき、又はその実用新案登録が条約に違反することとなつたとき。	四 その実用新案登録が考案者でない者であつてその考案について実用新案登録を受ける権利を承継しないものの実用新案登録出願に対してされたとき。
第三十九条 から第四十一条まで	並びに第三十九条 実用新案権者は、次に掲げる事項を目的とする場合に限り、願書に添附した明細書又は図面の訂正をすることについて審判を請求することができる。
3 第一項第一号の場合は、訂正後に	1 実用新案登録請求の範囲の減縮 2 誤記の訂正 3 明瞭でない記載の釈明 4 その実用新案登録が考案者でない者であつてその考案について実用新案登録を受ける権利を承継しないものの実用新案登録出願に対してされたとき。
2 前項の審判は、実用新案登録がされた後においても、請求することができる。	3 審判長は、第一項の審判の請求があつたときは、その旨を当該実用新案権についての専用実施権者その他その実用新案登録に関し登録した権利を有する者に通知しなければならない。
3 前項第一号に該当すること(その実用新案登録が第九条第一項において準用する特許法第三十八条の規定に違反してされたとき)又は前項第四号に該当することを理由とするものは、利害関係人に限り請求することができる。	2 前項の審判は、何人も請求することができる。ただし、実用新案登録が同項第一号に該当すること(その実用新案登録が第九条第一項において準用する特許法第三十八条の規定に違反してされたとき)又は前項第四号に該当することを理由とするものは、利害関係人に限り請求することができる。
4 審判長は、第一項の審判の請求があつたときは、その旨を当該実用新案権についての専用実施権者その他その実用新案登録に関し登録した権利を有する者に通知しなければならない。	3 第一項の審判は、実用新案登録が減後においても、請求することができる。
5 実用新案登録がされた後において、その実用新案権者が第五十五条第三項において準用する特許法第二十五条の規定により実用新案権を享有することができない者になつたとき、又はその実用新案登録が条約に違反することとなつたとき。	4 審判長は、第一項の審判の請求があつたときは、その旨を当該実用新案権についての専用実施権者その他その実用新案登録に関し登録した権利を有する者に通知しなければならない。

おける実用新案登録請求の範囲に記載されている事項により構成される考案が実用新案登録出願の際独立して実用新案登録を受けることができるものでなければならない。

4 第一項の審判は、実用新案権の消滅後においても、請求することができる。ただし、第三十七条第一項の審判により無効にされた後は、この限りでない。

の審判が特許庁に係属した時からその審決請求項ごとに請求がされた場合にあつては、その全ての審決が確定するまでの間は、請求することができない。

3 二以上の請求項に係る願書に添付した明細書のうち第五条第三項第四号に掲げる事項の訂正をする場合には、請求項ごとに第一項の規定による請求をすることができる。この場合において、当該請求項の中に一つの請求項の記載を他の請求項が引用する関係その他経済産業省令で定める関係を有する一群の請求項(以下「一群の請求項」という)があるときは、当該一群の請求項ごとに当該請求をしなければならない。

4 願書に添付した明細書のうち第五条第三項第一号から第三号までに掲げる事項又は図面の訂正をする場合であつて、請求項ごとに第一項の規定による請求をしようとするときは、当該明細書又は図面の訂正に係る請求項の全て(前項後段の規定により一群の請求項ごとに第一項の規定による請求をする場合にあつては、当該明細書又は図面の訂正に係る請求項を含む一群の請求項の全て)について行わなければならぬ。

5 第一項の明細書又は図面の訂正は、願書に添付した明細書又は図面に記載した事項の範囲内においてしなければならない。

6 第一項の明細書又は図面の訂正は、実質上実用新案登録請求の範囲を拡張し、又は変更するものであつてはならない。

7 第一項ただし書第一号に掲げる事

項を目的とする訂正は、訂正後における実用新案登録請求の範囲に記載されている事項により構成される考案が実用新案登録出願の際独立して実用新案登録を受けることができるものでなければならない。

8 第一項の審判は、実用新案権の消滅後においても、請求することができる。ただし、第三十七条第一項の審判により無効にされた後は、この限りでない。

(訂正の無効の審判)

第四十条 願書に添附した明細書又は図面の訂正が前条第一項から第三項までの規定に違反しているときは、その訂正を無効にすることについて審判を請求することができる。

2 第三十七条第二項及び第三項の規定は、前項の審判の請求に準用する。

(答弁書の提出等)

第四十条 審判長は、審判の請求があつたときは、請求書の副本を被請求人に送達し、相当の期間を指定して、答弁書を提出する機会を与えるなければならない。

2 審判長は、第四十一条において準用する特許法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第二号)第一条の規定による改正後の特許法(以下「平成二十三年改正特許法」という)第一百三十一条の二第二項の規定により請求書の補正を許可するときは、その補正に係る手続補正書の副本を被請求人に送達し、相当の期間を指定して、答弁書を提出する機会を与えるなければならない。ただし、被請求人に答弁書を提出する機会を与える必要がないと認められる特別の事情があるときは、この限りでない。

3 審判長は、第一項又は前項本文の答弁書を受理したときは、その副本を請求人に送達しなければならない。

4 審判長は、審判に関し、当事者及び参加人を審尋することができる。

(訂正の請求)

第四十条の二 第三十七条第一項又は第四十八条の十二第一項の審判の被請求人は、前条第一項若しくは第二項、次条又は第四十一条において準用する特許法第一百五十三条第二項若しくは平成二十三年改正特許法第六十四条の二第二項の規定により指定された期間内に限り、願書に添付した明細書又は図面の訂正を請求することができる。ただし、その訂正是、次に掲げる事項を目的とするものに限る。

一 実用新案登録請求の範囲の減縮

二 誤記の訂正

三 明瞭でない記載の証明

四 他の請求項の記載を引用する請求項の記載を当該他の請求項の記載を引用しないものとすること。

2 二以上の請求項に係る願書に添付した明細書のうち第五条第三項第四号に掲げる事項の訂正をする場合には、請求項ごとに前項の訂正の請求をすることができる。ただし、第三十七条第一項又は第四十八条の十二第一項の審判が請求項ごとに請求された場合にあつては、請求項ごとに前項の訂正の請求をしなければならない。

3 前項の場合において、当該請求項の中に一群の請求項があるときは、当該一群の請求項ごとに当該請求をしなければならない。

4 審判長は、第一項の訂正の請求書及びこれに添付された訂正した明細書又は図面を受理したときは、これらの副本を請求人に送達しなければならない。

5 審判官は、第一項の訂正の請求が

同項ただし書各号に掲げる事項を目的とせず、又は第九項において読み替えて準用する第三十九条第五項から第七項までの規定に適合しないことについて、当事者又は参加人が申し立てない理由についても、審理することができる。この場合において、当該理由により訂正の請求を認めないときは、審判長は、審理の結果を当事者及び参加人に通知し、相手方の期間を指定して、意見を申し立てた機会を与えるなければならない。

6 第一項の訂正の請求がされた場合において、その審判事件において先にした訂正の請求があるときは、当該先の請求は、取り下げられたものとみなす。

7 第一項の訂正の請求は、同項の訂正の請求書に添付された訂正した明細書又は図面について第五十五条第二項において読み替えて準用する特許法第十七条第一項の補正をすることができる期間内に限り、取り下げることができる。この場合において、第一項の訂正の請求を第一項又は第二項の規定により請求項ごとに又は一群の請求項ごとにしたときは、その全ての請求を取り下げなければならない。

8 第四十一条において準用する平成二十三年改正特許法第一百五十五条第三項の規定により第三十七条第一項又は第四十八条の十二第一項の審判の請求が請求項ごとに取り下げられたときは、第一項の訂正の請求は、当該請求項ごとに取り下げられたものとみなし、第三十七条第一項又は第四十八条の十二第一項の審判の審判事件に係る全ての請求が取り下

られたときは、当該審判事件に係る第一項の訂正の請求は、全て取り下されれたものとみなす。

統、訴訟との関係及び審判における費用)の規定は、審判に準用する。

第三十九条第四項から第八項まで、特許法第二百二十七条、第二百二十八条並びに第二百三十二条第三項及び第四項並びに平成二十三年改正特許法第二百三十一条第一項、第三項及び第四項、第二百三十一条の二第一項並びに第二百三十三条第一項、第三項及び第四項の規定は、第一項の場合に

準用する。この場合において、第三十九条第七項中「第一項ただし書第一号」とあるのは、「第三十七条第一項又は第四十八条の十二第一項の審

判の請求がされていない請求項に係る第一項ただし書第一号」と読み替えるものとする。

（同上）の半額がこの二つ場合にさし
る訂正の請求）

の審判の審決(審判の請求に理由がないとするものに限る。)に対する第
四十七条第二項において準用する平

成二十三年改正特許法第百八十二条第一項の規定による取消しの判決が確定し、同条第二項の規定により審理を開始するときは、その判決の確

定の日から一週間以内に被請求人から申立てがあつた場合に限り、被請求人に對し、願書に添付した明細書

当の期間を指定することができる。

百二十七条、第一百二十八条、第一百三十二条、第一百三十五条から第一百五十四条まで、第一百五十七条から第一百六

第五十五条	第二項
準用する。	一条において準用する特許法第百二十九条、第四十一条において準用する特許法第百二十五条
準用する。この場合において、同法第十七条第一項ただし書中及び請求公告をすべき旨の決定の謄本の送達がつた後」とあるのは「実用新案法第三十七条第一項又は第四十八条の十二第一項の審判において同法第四十条第一項の規定により指定された期間が経過した後(同条第二項、同法第四十条の二第五項、同法第四十四条の三又は同法第四十一条において準用する特許法第一百五十三条第二項若しくは平成二十三年改正特許法第一百六十四条の二第二項の規定により期間が指定された場合にあつては、当該期間が経過した後及び実用新案法第三十九条第一項の審判において同法第四十一条において準用する平成二十三年改正特許法第一百五十六条第一項の規定による通知があつた後(同条第三項の規定による審理の再開がされた場合にあつては、その後更に同条第一項の規定による通知があつた後)と、「審判」とあるのは「審判若しくは実用新案法第四十条の二第一項の訂正」と読み替えるものとする。	この法律の施行の日前に請求された旧平成五年旧実用新案法第三十九条第一項又は第四十八条の十二第一項の審判の確定審決及びこの法律の施行の日以後に前項の規定によりなお従前の例により請求される訂正の審判の確定審決に対する再審については、なお従前の例による。
議の申立てを含む。)をする者	3 この法律の施行の日前に請求された旧平成五年旧実用新案法第三十九条第一項又は第四十八条の十二第一項の審判の確定審決及びこの法律の施行の日以後に前項の規定によりなお従前の例により請求される訂正の審判の確定審決に対する再審については、なお従前の例による。
登録異議の申立てをする者	4 この法律の施行の日前にした旧平成五年旧実用新案法第三十九条第一項又は第四十条の二第一項の規定による訂正(この法律の施行の日以後に前項によることとされるものを含む。)に係る実用新案登録の無効旧平成五年旧実用新案法第三十七条第一項第一号の二に係るものに限る。)については、なお従前の例による。
審判、再審又は明細書若しくは図面の請求書の却下の決定	5 前条の規定による改正後の平成五年改正法附四十条の二第一項の訂正の請求書又は第十五条の申立てを含む。)をする者
登録異議の申立てをする者	6 新平成五年旧実用新案法第四十七条第一項及び読み替え後の新平成五年旧実用新案法第五十五条第六項において準用する新特許法第一百五十五条の四の規定は、この法律の施行の日以後に請求された新平成五年旧実用新案法第三十七条第一項又は第四十八条の十二第一項の審判に係る旧平成五年旧実用新案法第三十九条第一項又は第四十八条の十二第一項の審判に対する訴えについては、なお従前の例による。
訂正を請求する者	7 読替え後の新平成五年旧実用新案法第四十七条第二項において準用する新特許法第一百八十二条の規定は、この法律の施行の日以後に請求される新平成五年旧実用新案法第三十九条第三項の規定は、この法律の施行の日以後に請求される新平成五年旧実用新案法第三十七条第一項、第三十九条第一項又は第四十八条の十二第一項の審判についての審決に対する訴えについては、なお従前の例による。
別表第九号	8 新平成五年旧実用新案法別表第九号の規定は、この法律の施行の日以後に請求される新平成五年旧実用新案法第三十七条第一項又は第四十八条の十二第一項の審判に係る手数料について適用し、施行の日前に請求された旧平成五年旧実用新案法第三十七条第一項又は第四十八条の十二第一項の審判に係る手数料については、

(起訴状の朗読方法の特例)

第二十四条 秘匿決定があつたときは、刑事訴訟法第二百九十一條第一項の起訴状の朗読は、営業秘密構成情報特定事項を明らかにしない方法でこれを行うものとする。この場合においては、検察官は、被告人に起訴状を示さなければならぬ。

(尋問等の制限)

第二十五条 裁判長は、秘匿決定があつた場合において、訴訟関係人のする尋問又は陳述が営業秘密構成情報特定事項にわたるときは、これを制限することにより、犯罪の証明に重大な支障を生ずるおそれがある場合又は被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがある場合を除き、当該尋問又は陳述を制限することができ。訴訟関係人の被告人に対する供述を求める行為についても、同様とする。

2 刑事訴訟法第二百九十五条第四項及び第五項の規定は、前項の規定による命令を受けた検察官又は弁護士である弁護人がこれに従わなかつた場合について準用する。

(公判期日外の証人尋問等)

第二十六条 裁判所は、秘匿決定をした場合において、証人、鑑定人、通訳人若しくは翻訳人を尋問するとき、又は被告人が任意に供述をするときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聽き、

尋問若しくは供述又は被告人に対する供述を求める行為若しくは被告人の供述が営業秘密構成情報特定事項にわたり、かつ、これが公開の法廷で明らかにされることにより当該営業秘密に基づく被害者、被告人その他の者の事業活動に著しい支障を生ずるおそれがあり、これを防止するためやむを得ないと認めるときは、公判期

日外において当該尋問又は刑事訴訟法第三百十一条第二項及び第三項に規定する被告人の供述を求める手続をとることができる。

2 刑事訴訟法第二百五十七条第一項及び第二項、

第一百五十八条第二項及び第三項、第一百五十九条

第一項、第二百七十三条第二項、第二百七十四
条並びに第三百三条の規定は、前項の規定による被告人の供述を求める手続について準用す
る。この場合において、同法第二百五十七条第一
項、第二百五十八条第三項及び第二百五十九条第一
項中「被告人又は弁護人」とあるのは「弁護人、
共同被告人又はその弁護人」と、同法第二百五十
八条第二項中「被告人及び弁護人」とあるのは「弁護人、共同被告人及びその弁護人」と、同法
第二百五十七条第二項中「公判期日」とあるのは
「不正競争防止法第二十六条规定による被告
る被告人の供述を求める手続の期日」と、同法
第二百七十四条中「公判期日」とあるのは「不正
競争防止法第二十六条规定による被告
人の供述を求める手続の日時及び場所」と、同
法第二百三十三条中「証人その他の者の尋問、檢
証、押収及び捜索の結果を記載した書面並びに
手続の結果を記載した書面」と、「証拠書類又は
証拠物」とあるのは「証拠書類」と読み替えるも
のとする。
(尋問等に係る事項の要領を記載した書面の提
示命令)

第二十七条 裁判所は、呼称等の決定をし、又は

六条第一項の規定による被告人の供述を求める
押収した物」とあるのは「不正競争防止法第二十
六条第一項の規定による被告人の供述を求める
手続の結果を記載した書面」と、「証拠書類又は
証拠物」とあるのは「証拠書類」と読み替えるも
のとする。

(尋問等に係る事項の要領を記載した書面の提
示命令)

第二十七条 裁判所は、呼称等の決定をし、又は

六条第一項の規定による被告人の供述を求める
手続の結果を記載した書面」と、「証拠書類又は
証拠物」とあるのは「証拠書類」と読み替えるも
のとする。

(尋問等に係る事項の要領を記載した書面の提
示命令)

第二十七条 裁判所は、呼称等の決定をし、又は

六条第一項の規定による被告人の供述を求める
手續の結果を記載した書面」と、「証拠書類又は
証拠物」とあるのは「証拠書類」と読み替えるも
のとする。

(尋問等に係る事項の要領を記載した書面の提
示命令)

(公判前整理手続等における決定)

第二十九条 次に掲げる事項は、公判前整理手続
及び期日間整理手続において行うことができる
る。一 秘匿決定若しくは呼称等の決定又はこれら
の決定を取り消す決定をすること。二 第二十六条第一項の規定により尋問又は被
告人の供述を求める手続を公判期日外におい
てする旨を定めること。三 第二十六条第一項の規定により尋問又は被
告人の供述を求める手続を公判期日外におい
てする旨を定めること。四 第二十六条第一項の規定により尋問又は被
告人の供述を求める手続を公判期日外におい
てする旨を定めること。五 第二十六条第一項の規定により尋問又は被
告人の供述を求める手続を公判期日外におい
てする旨を定めること。六 第二十六条第一項の規定により尋問又は被
告人の供述を求める手続を公判期日外におい
てする旨を定めること。七 第二十六条第一項の規定により尋問又は被
告人の供述を求める手続を公判期日外におい
てする旨を定めること。八 第二十六条第一項の規定により尋問又は被
告人の供述を求める手続を公判期日外におい
てする旨を定めること。九 第二十六条第一項の規定により尋問又は被
告人の供述を求める手続を公判期日外におい
てする旨を定めること。十 第二十六条第一項の規定により尋問又は被
告人の供述を求める手続を公判期日外におい
てする旨を定めること。十一 第二十六条第一項の規定により尋問又は被
告人の供述を求める手続を公判期日外におい
てする旨を定めること。十二 第二十六条第一項の規定により尋問又は被
告人の供述を求める手続を公判期日外におい
てする旨を定めること。十三 第二十六条第一項の規定により尋問又は被
告人の供述を求める手続を公判期日外におい
てする旨を定めること。十四 第二十六条第一項の規定により尋問又は被
告人の供述を求める手続を公判期日外におい
てする旨を定めること。十五 第二十六条第一項の規定により尋問又は被
告人の供述を求める手続を公判期日外におい
てする旨を定めること。十六 第二十六条第一項の規定により尋問又は被
告人の供述を求める手続を公判期日外におい
てする旨を定めること。十七 第二十六条第一項の規定により尋問又は被
告人の供述を求める手続を公判期日外におい
てする旨を定めること。十八 第二十六条第一項の規定により尋問又は被
告人の供述を求める手続を公判期日外におい
てする旨を定めること。十九 第二十六条第一項の規定により尋問又は被
告人の供述を求める手続を公判期日外におい
てする旨を定めること。二十 第二十六条第一項の規定により尋問又は被
告人の供述を求める手続を公判期日外におい
てする旨を定めること。二十一 第二十六条第一項の規定により尋問又は被
告人の供述を求める手続を公判期日外におい
てする旨を定めること。二十二 第二十六条第一項の規定により尋問又は被
告人の供述を求める手続を公判期日外におい
てする旨を定めること。二十三 第二十六条第一項の規定により尋問又は被
告人の供述を求める手続を公判期日外におい
てする旨を定めること。二十四 第二十六条第一項の規定により尋問又は被
告人の供述を求める手続を公判期日外におい
てする旨を定めること。二十五 第二十六条第一項の規定により尋問又は被
告人の供述を求める手続を公判期日外におい
てする旨を定めること。第一条 この法律は、公布の日から起算して六月
を超えない範囲内において政令で定める日から
施行する。(組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に
関する法律の一部改正)第二条 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制
等に関する法律(平成十一年法律第百三十六号)
の一部を次のように改正する。第三条 弁理士法(平成十二年法律第四十九号)の
第一項第二項第三号中「第十一条第一項」を
「第十八条第一項」に、「第十四条第一項第七号」
を「第二十一一条第二項第七号」に改める。

第四条 弁理士法(一部改正)

第五条 弁理士法(一部改正)

第六条 弁理士法(一部改正)

第七条 弁理士法(一部改正)

第八条 第二号を「から第五号まで若しくは第七号」に改
める。第九条 第二号を「から第五号まで若しくは第七号」に改
める。第十条 第二号を「から第五号まで若しくは第七号」に改
める。第十一条 第二号を「から第五号まで若しくは第七号」に改
める。第十二条 第二号を「から第五号まで若しくは第七号」に改
める。第十三条 第二号を「から第五号まで若しくは第七号」に改
める。第十四条 第二号を「から第五号まで若しくは第七号」に改
める。第十五条 第二号を「から第五号まで若しくは第七号」に改
める。第十六条 第二号を「から第五号まで若しくは第七号」に改
める。第十七条 第二号を「から第五号まで若しくは第七号」に改
める。第十八条 第二号を「から第五号まで若しくは第七号」に改
める。第十九条 第二号を「から第五号まで若しくは第七号」に改
める。第二十条 第二号を「から第五号まで若しくは第七号」に改
める。第二十一条 第二号を「から第五号まで若しくは第七号」に改
める。第二十二条 第二号を「から第五号まで若しくは第七号」に改
める。第二十三条 第二号を「から第五号まで若しくは第七号」に改
める。第二十四条 第二号を「から第五号まで若しくは第七号」に改
める。第二十五条 第二号を「から第五号まで若しくは第七号」に改
める。第二十六条 第二号を「から第五号まで若しくは第七号」に改
める。第二十七条 第二号を「から第五号まで若しくは第七号」に改
める。

る場合において、同法の施行日の前日までの間における組織的な犯罪の处罚及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第一百三十六号。以下「組織的犯罪处罚法」という。別表の規定の適用については、同表第三十六号中「第一百九十六条」とあるのは「第一百九十九号」、同表第三十六号又は第一百九十六条の二と、同表第三十七号中「第七十八条」とあるのは「第七十八条又は第七十八条の二」とする。附則第十五条を次のように改める。

第十五条 削除

平成二十三年四月二十日印刷

平成二十三年四月二十一日発行

参議院事務局

印刷者
国立印刷局

A